



パシュカーニス法理論の再検討(二・完) : 『法の一般理論とマルクス主義』をめぐって

渋谷, 謙次郎

(Citation)

神戸法學雑誌, 62(3/4):1-55

(Issue Date)

2013-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD01)

<https://doi.org/10.24546/81005325>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005325>



パシュカーニス法理論の再検討（二・完）

—『法の一般理論とマルクス主義』をめぐって—

渋谷 謙次郎

目次

序論

第一章 パシュカーニス法理論の特徴

- （一） 前史 （二） 同時代の法理論との関係 （三） 法の形態分析と歴史性
- （四） 所有権の発生 （五） 客観法と主観法 （六） 法と等価性
- （七） 法と国家 （八） 法の死滅

第二章 日本におけるパシュカーニスの評価と批判

- （一） 前史 （二） 物象化と法的主体性—加古祐二郎—
- （三） 権利主義的法意識—加藤新平— （四） 所有と分業—川島武宜—
- （五） 法の本質規定—沼田稻次郎—
- （六） パシュカーニス論から「法と経済の一般理論」へ—藤田勇—
- （七） ロシア法文化とパシュカーニス—大江泰一郎—

（以上、62巻1・2号）

第三章 欧米諸国におけるパシュカーニスの評価と批判

- （一） パシュカーニス法理論の認知
- （二） ケルゼンとパシュカーニス—イデオロギー批判の同床異夢—
- （三） パシュカーニスの再発見と批判—福祉国家との関わりで—

（四） 内在的批判から外在的批判へ （五） 最近のパシュカーニス論の動向
終章 まとめにかえて

（一） パシュカーニス批判の諸特徴 （二） マルクスとパシュカーニス

（三） パシュカーニスと自由主義 （四） 人類学と等価概念 （五） 結

（以上、本号）

第三章：欧米諸国におけるパシュカーニスの評価と批判

（一） パシュカーニス法理論の認知

欧米諸国におけるパシュカーニス法理論への反応の中には、パシュカーニスと同時代のものとして、ドイツ出身のマルクス主義哲学者のカール・コルシュによるものが見受けられる（1930年⁽¹⁾）。コルシュは、パシュカーニスの『法の一般理論とマルクス主義』（以下、『一般理論』と略⁽²⁾）があまりにも演繹的で教義的であると、それを晩年のエンゲルスの考え方と対置している。すなわち、エンゲルスは「法律家社会主義」（Juristen-Sozialismus）を批判しながらも、法的形態や法学的態度に否定的ではなかったのに対して、パシュカーニスの理論は、ロシアでプロレタリア革命が進行中という全く異なった状況の産物である

-
- （１） コルシュの論評は以下の『一般理論』英訳版に補遺として所収されている。Appendix: An Assessment by Karl Korsch, Evgeny B. Pashukanis (Translated by Barbara Einhorn), *Law and Marxism: A General Theory* (Plute Press, 1978), pp. 189–195. それによるとコルシュの論評の出典はCarl Grünberg, *Archiv für die Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung* (Leipzig 1930) とされているが、筆者は原文を未確認。
- （２） 本稿で参照したパシュカーニス『法の一般理論とマルクス主義』の原典は以下の1927年に出版された第3版である。Е. Б. Пашуканис, *Общая теория права и марксизм*, Издание третье, 1927. 引用、参照の際、参考にした邦訳は、この第3版を底本とした稲子恒夫『法の一般理論とマルクス主義』（日本評論社、1958年）である。ただし、必要に応じて訳語を変更した。以下、同書からの引用、参照に際しては、原典第3版をПашуканис（1927）と表記し、邦訳を「稲子訳」と表記する。

にしても、主観的に設定された目標（＊法の死滅を指していると思われる）の下で観念的な分析に終始しているという⁽³⁾。

コルシュが言及しているように、エンゲルスは「法律家社会主義」というタイトルの覚書を晩年に書いている（1887年⁽⁴⁾）。その中でエンゲルスは、中世の神学的世界観が世俗化したものとしての、ブルジョアジーの古典的世界観を法学的世界観（juristische Weltanschauung）と呼ぶ。法学的世界観とは、経済・社会諸関係が法によって基礎づけられ、それらの諸法規は経済的諸事実そのものによって生み出されるというよりもむしろ国家によって制定されるとみなす世界観のことである。なおかつ、そこでは諸々の政治的・経済的要求は、権利の要求（あるいはその法的な認知要求）という形をとる。当初は労働運動や社会主義運動もまた、分配の公正や社会的平等をめぐって法学的世界観を受け継ぐ。実際、当時よく知られていた法学者アントン・メンガー（限界効用学派の始祖の経済学者カール・メンガーの弟で、ウィーン大学の民事訴訟法の教授、法学部長、総長などを歴任）は、社会主義を「労働全収益権」、「生存権」、「労働権」といった「権利」の語法に分解して考えていた。

メンガーのような着想を、エンゲルスは「法律家社会主義」と呼んで嘲笑したのだが、問題はどのように嘲笑したかである。

メンガーは、その代表作『労働全収益権史論』（初版は1886年）において、「社会主義の根本思想を法学の立場から論究」することを目的とし、「社会主義の法学的改造」を唱えていた⁽⁵⁾。マルクスのいう「剰余価値」（Mehrwert, surplus

(3) Appendix by Korsch, op. cit. , pp. 192 – 193.

(4) Friedrich Engels, Juristen-Sozialismus, Marx/Engels Werke, Band 21 (Dietz Verlag Berlin 1962), S. 491 – 509. なお邦訳では、以下の通り「法曹社会主義」と訳されている。フリードリヒ・エンゲルス「法曹社会主義」、『マルクス＝エンゲルス全集』第21巻（大月書店、1971年）494 - 516頁。初出はDie Neue Zeit, 1887, no. 2.

(5) Anton Menger, Das Recht auf den vollen Arbeitsertrag in geschichtlicher Darstellung (Stuttgart und Berlin 1910), Vorrede zur ersten Auflage. アントン・メンガー（森田勉訳）『労働全収益権史論』（未来社、1971年）3頁。

value) をメンガー自身は「不労所得」(arbeitslose Einkommen) と呼び替え、財産法および財産関係が、とりわけ生産手段を個々人の任意の利用にゆだねているため、「不労所得」を容認し、労働者に「労働全収益」を保障しないと批判した。⁽⁶⁾これは、一見したところマルクスの資本制分析を法・権利の切り口から述べたようにも思えるが、マルクスのというよりもむしろそれに先立つリカード左派的な見地が濃厚であった。つまり財物の「交換価値」という概念を不動の前提に、各労働者には、自らの労働によって付加した「交換価値」に見合う分配がなされるべきだという分配上の正義を唱えており、その指標となるのは当該労働に費やされた平均的な労働時間であるとする。このように、「法律家社会主義」の基礎にあったのがアダム・スミスやリカードなどの古典派経済学、その労働価値説であった。それを倫理的・法的視点から言い換えたのが「労働全収益権」であり、19世紀のヨーロッパの社会主義における支配的見解であった。

マルクスもまた労働価値説的な土俵で議論を始めるが——価値の実体としての労働という把握——資本制社会では労働生産物が商品としての価値対象性を帯び、価値法則が作用するという具合に、資本制の経済的諸形態の歴史的、物象的（商品「価値」のように人と人との特殊な社会関係がモノに本来的に備わっているようにとりちがえること）性格を強調する。また、マルクスは、剰余価値の創出も労働力市場や商品市場における「公正」で「平等」な等価原則（等価交換）に従っているとみる。⁽⁷⁾『資本論』の編者でもあったエンゲルスによって、メンガーの理論は、法的ラディカリズムの陰で資本制社会の歴史的 성격が等閑に付され、「メンガー氏には、社会主義社会でも交換価値が、つまり売られるための商品が生産され、労働の価格が存続し、したがって労働力が従来どおり商品として売られることがごくあたりまえのことと思われる」⁽⁸⁾と揶揄されることになった。

エンゲルスが嘲笑したのは、メンガーのように社会主義の諸問題をも「法学

(6) Ebd., S. 2. 同上18頁。

的なプロクルステスの寝台⁽⁹⁾」に押し込めようと試みたことに対してであり、商品という形態を不問に付したまま「労働全収益権」を唱えることのナイーブさを「法律家社会主義」と呼んだのであった。しかし、コルシュが指摘するように、エンゲルスは法学的世界観や法的態度そのものを非文脈的に退けているのではなく、現況下（当時の欧州のブルジョア社会）での社会主義政党や労働運動が自分達の要求を法的要求というかたちで定式化しなければならず、またそうせざるを得ないことをも同時に強調する⁽¹⁰⁾。

他方、法という形態を徹底的に歴史化するパシュカーニスは、法学的世界観の彼岸で思考する。商品価値や等価形態がもはや意味を失っている社会では、人々の関係が法や権利義務関係の形をとらないだろうとする観点にみられるように。その点でパシュカーニスは、エンゲルスが批判しているメンガーの「法律家社会主義」とは、およそ理論的態度が異なっている。現に、コルシュはパシュカーニスの理論的態度のことを「法学らしからぬ」と指摘している⁽¹¹⁾。

そのうえでコルシュが晩年のエンゲルスとパシュカーニスとをあえて対比している背景には、社会主義政党が議会政党化（社会民主主義化）し始めていた西欧と、マルクス主義がより原理主義的あるいはメシア的な形——ベルジャー

-
- (7) マルクスの『資本論』では、ひとくちに「搾取」といっても、奴隷制や農奴制の下での明瞭なそれ（強制労働や賦役、貢納等）と異なって、資本制の下で労働力の売買は、自由かつ平等な人格同士の等価交換の形態をとっており（結果的に剰余価値が実現されるにしても、「支払い労働」と「不払い労働」の分割はそもそも不可視である）、そのような交換が行われている資本制社会は「天賦人権思想の楽園」（Eden der angeborenen Menschenrechte）とみなされた。つまり、資本制社会の不公正を法学的に矯正するという視点はとられていない。

Karl Marx, *Das Kapital*, Erster Band, Marx/Engels Gesamtausgabe (MEGA), II – 10, Berlin 1991, S. 160. マルクス（岡崎次郎訳）『資本論』第1巻第1分冊（大月書店、1968年）230頁。

- (8) Engels, *Juristen-Sozialismus*, Marx/Engels Werke, Band 21 (Dietz Verlag Berlin 1962), S. 499. エンゲルス「法曹社会主義」、『マルクス＝エンゲルス全集』第21巻（大月書店、1971年）503頁。
- (9) Ebd., S. 501. 同上506頁。

エフのいう「救済の教義」⁽¹²⁾——をとったロシアとの状況の違いと言えなくもない。

コルシュによる、より理論的なパシュカーニス批判は以下の通りである。すなわちマルクスが商品フェティシズムと政治や法、宗教などのイデオロギー的性格とを根本的に区別している一方、パシュカーニスはそうした見解に反して商品形態と法形態、さらには商品フェティシズムと法フェティシズムとを同列視しているのではないか、という点である。コルシュは、そのようなパシュカーニスのスタンスが「マルクス主義」や「唯物論」の考え方から乖離していると

- (10) エンゲルスはメンガーの「労働全収益権」を批判した後、次のように言う。
「こう言ったからとて、もちろん社会主義者が、特定の法的要求をかかげることをあきらめるわけではない。どんな政党でもそうであるように、活動的な社会主義政党が、法的要求をしないうで存在するわけにはいかない。ある階級の共通した利益から生じる要求は、ただこの階級が政治権力を獲得し、自分たちの要求に法律の形式で普遍的な効力をあたえることによってのみ実現されることができる。したがってたたかいつつある階級はどれも、自分たちの要求を法的要求のかたちで綱領のなかに定式化しなければならない。だが、どの階級の要求も、社会的ならびに政治的な改造がすすむなかで変化する。それは、各国の特質や社会的発展度におうじて、国ごとに異なっている。したがって個々の諸政党の法的要求も、究極目標は一致していても、どの時代、どの民族でもまったく同じというわけではない。それは変わりうる要素であって、さまざまな諸国の社会主義政党において見られるように、ときおり修正されるのである。このような修正にあたって考慮されるものは、事実諸関係なのである。ところが現存する社会主義政党で、その綱領から新しい法哲学をつくりだそうなどと思いついたものはいまだかつてないし、また将来もないだろう。すくなくともメンガー氏がこの領域でなしとげたことは、みせしめとして役だちうるにすぎない。」(Ebd., S. 509. 同上516頁)

- (11) Appendix by Korsch, op. cit., p. 192.

- (12) ベルジャーエフによると、「マルクス主義は人間の経済への完全なる依存に関する史的、経済的唯物論の教義にたるとどまらない。それはまた救済の教義であり、プロレタリアートのメシア的使命、人間が経済に依存しなくなる未来の完全な社会の教義、自然と社会の非合理的な諸力に対する人間の支配と征服の教義でもある。マルクス主義の魂はそこにあるので、その経済的決定論にあるのではない。」田中西二郎・新谷敬三郎訳『ベルジャーエフ著作集七』（白水社、1960年）139頁。

⁽¹³⁾
みる。

確かにパシュカーニスの議論は、商品形態と法形態とを同列に位置付けているかのような誤解を受けやすい。しかし、むしろ両者が異なった範疇であることを前提に、相互の密接な連関を強調しているといったほうが妥当だろう。他方、コルシュの考え方のほうが、経済＝土台、法的関係＝上部構造といった発想に依拠しているようであり、なおかつコルシュによって、もっぱら上部構造的に理解されている法的関係の内部編成のあり方は、必ずしも明らかにされていない（例えば契約や所有関係などの根本的な法的関係と、規範体系や実定法秩序とはある程度分けて考える必要があろう）。コルシュ自身、それ以上に本格的なパシュカーニス批判を展開してはいないが、パシュカーニスの『一般理論』が当時の「西欧」のマルクス主義者の間ですんなりと受け入れられたわけではないようだ。この点に関しては、同時代のルカーチの物象化論のほうが多くの点でパシュカーニスの議論との接点が認められる。⁽¹⁴⁾

その後パシュカーニスの理論の認知は、とりわけ英語圏の研究者の間で、ソビエト法研究の中で進んでいる。初期（第二大戦前後）のものとしては、ソビエト法研究のパイオニアともいえるジョン・ハザード（1909－1995年）や、ルドルフ・シュレジンガー（1901－1969年、同姓同名の比較法学者がいるが別人）、ハロルド・バーマン（1918－2007年）らによるところが大きい。⁽¹⁵⁾

1951年にハーバード大学出版会から公刊された『ソビエト法哲学』は、パシュ

(13) Appendix by Korsch, op. cit. , pp. 194－195.

(14) 拙稿「ルカーチとパシュカーニス：物象化世界における哲学と法学」『早稲田法学』87巻2号（2012年）。なおそこでも指摘したが、ルカーチ自身、「物象化とプロレタリアートの意識」の「メシア的」側面を自己批判するようになった。これについては、初見基『ルカーチー物象化』（講談社、1998年）313－317頁を参照。

(15) なお、ソビエト法を含む多方面での比較法研究で知られるハロルド・バーマンについては本文で触れていないが、以下の著作でパシュカーニスの法理論の特徴について触れられている。Harold J. Berman, *Justice in Russia: An Interpretation of Soviet Law* (Harvard University Press, 1951).

カーニスの『一般理論』を含む1920年代から30年代にかけてのソビエトの代表的な法理論家の論文、著作の抜粋が英訳されており（訳者はHugh W. Babb）、ハザードが序文を書いている⁽¹⁶⁾。そこでは、第二次大戦前のマルクス主義法理論史の流れが簡潔に解説されており、ストゥーチカと並んでパシュカーニスの扱いが大きい。ハザード自身はパシュカーニスの法理論に対する込み入った評価や批判をしているわけではないが、本書は英語圏にパシュカーニスの著作を知らしめるきっかけになったと言える⁽¹⁷⁾。

なお『一般理論』の英訳が出る以前の1945年に出版されたシュレジンガーの『ソビエト法理論：その社会的背景と発展』では、すでに『一般理論』の概略が示されている。シュレジンガー自身は、近代私法を中核とするようなパシュカーニスの商品交換理論に対して批判的であり、「商品市場の諸関係だけが、法の考え方に支配的な影響をあたえると推定する理由はない」とする。また、例えば封建的な身分関係を律する規範が「固有の意味で法ではない」とす

(16) Hugh Babb (translation), *Soviet Legal Philosophy* (Harvard University press, 1951). 米国生まれのハザードは、米国のソ連国家承認（1933年）直後にモスクワに派遣されソ連で学位をとっている。第二次大戦後はコロンビア大学でソビエト法研究に携わり、いわゆる「ソビエトロロジー」の第一人者ともなった。

(17) その後、ハザードは、フルシチョフの「スターリン批判」の翌年に国際法関係のジャーナルに「パシュカーニスはもはや裏切り者ではない」という短文を載せ、パシュカーニスに言及する論者の中ではめずらしく、1930年代半ばのパシュカーニスの国際法論の位置づけについて、第二次大戦後の東西平和共存の文脈で触れている。John N. Hazard, 'Pashukanis is No Traitor,' *The American Journal of International Law*, Vol. 51, No. 2 (1957), pp. 385-388. パシュカーニス国際法論については、以下の通り、山之内一郎による翻訳がある。パシュカーニス『ソヴェート国際法概論』（改造社、1937年）。なお、ハザードは、パシュカーニスが1937年に粛清された頃のモスクワの法学界に出入りしており、パシュカーニスにまつわるいくつかの証言を残している。パシュカーニスの粛清に関するハザードの証言については、藤田勇「革命の時代と知識人—E・パシュカーニスの生涯と思想（13）—」、『窓』（ナウカ社）75号（1990年）35-36頁、および「同（14）完」、『窓』76号（1991年）41頁において触れられている。

るようなパシュカーニスの立場を退け、「中世の村落法は、領主と農奴間のひじょうに苦心してつくられた相互義務をふくんでいた」意味で「封建法」の存在をも認知する⁽¹⁸⁾。つまりシュレジンガーは、法的関係を、形式的に平等な（商品交換の）主体間の関係に基礎を置くことに疑義を呈している。こうした見地は、パシュカーニスのようにブルジョア法に歴史的形態としての法の核心を見るのと違って、より相対的な見地と言える。あるいはシュレジンガーのような見地のほうがむしろ法の「史的唯物論」的な見方といってよいだろう。

1949年には法哲学者のロン・フラーが「パシュカーニスとヴィシンスキー：マルクス主義法理論の展開についての考察」⁽¹⁹⁾を書いている。この論考で、フラーはパシュカーニスの『一般理論』の主要なトピック（商品交換理論、ブルジョア法としての法、犯罪と刑罰との等価性、過渡期のソビエト法の位置付け、法の死滅など）について簡単に紹介しており、いくつかのトピックについては、パシュカーニスが逮捕・粛清された後に法学界を支配することになったヴィシンスキーとの対比で説明する。例えば、「法の死滅」の根拠を、パシュカーニスは商品交換や等価の原則の退場に求めていたが、ヴィシンスキーはそれを、人々がもはや強制なしに行動するようになるといった人間性の変化に求め、しかもそこに行きつくまで長いプロセスを要するとみなしていた、という具合である（このことから、パシュカーニスは法の存立根拠を商品交換や等価原理に求め、ヴィシンスキーはそれを権力的強制に求めていることがわかる）。

そもそもフラーは、ヴィシンスキー編『ソビエト国家の法』（1948年に英訳がニューヨークで出版⁽²⁰⁾）について、「本書の半分はソ連の政治と法システムに

-
- (18) Rudolf Schlesinger, *Soviet Legal Theory: Its Social Background and Development* (Routledge & Kegan Paul Ltd, 1945), p. 157. ルドルフ・シュレジンガー（長谷川正安訳『ソヴェト法理論—その社会的背景と発展—〔下巻〕』（みすず書房、1977年）15－16頁。
- (19) Lon L. Fuller, 'Pashukanis and Vyshinsky: A Study in the Development of Marxian Legal Theory,' *Michigan Law Review*, Vol. 47 (1949), pp. 1157－1166.
- (20) Andrei Y. Vyshinsky (gen. ed.), *The Law of the Soviet state*, Transl. by Hugh W. Babb, Introd. by John N. Hazard (Macmillan, 1948).

についての退屈で洗練されていない解説に終始しており、二割はマルクス主義者内部での教義をめぐる争いに費やされ（中略）、残りの三割はブルジョアの政治と法イデオロギーの欺瞞性の暴露に割かれている」と皮肉交じりに酷評している。⁽²¹⁾ 他方、パシュカーニスの『一般理論』については、「マルクス主義の最もよき伝統に位置」し、「徹底して学術的」と評価しつつも、「オープンマインドな研究者が読んで実り多いが、彼の主張の説得力は乏しい」とアンビバレントな評価を隠さない。⁽²²⁾

結局、フラーは本論文でヴィシンスキーはもとよりパシュカーニスに対する踏み込んだ批判を展開しているわけではないが、パシュカーニスからヴィシンスキーへの推移をふまえて、次のようにいう。

（ソビエトの指導者達は）自らの制度からあらゆるブルジョア的概念を徐々に追放する代わりに、ブルジョア社会の安定に不可欠なものとされてきた手続や制度と同様なものを進歩的に採用しようとしていることに気付いた。知的な退却を隠蔽する必要がある、面子を保つために教義をあいまいにすべき時が来たのであった。それはパシュカーニスのような博学な理論家の任務ではない。ヴィシンスキーのような古い法廷役者による、途方もない意図的な不明瞭さを必要とした。⁽²³⁾

(21) Fuller, 'Pashukanis and Vyshinsky,' pp. 1157–1158. ただし、ヴィシンスキーの『ソビエト国家と法』の序章は、欧州で影響力をもった様々な法学理論の潮流への批判を展開しており、それはそれで興味深い。ちなみに本書は、欧州の「ブルジョア法理論」に対してよりも、ヴィシンスキーに先立つソビエトの法学者（ストゥーチカ、パシュカーニス、レイスネルなど）に対して、より厳しい。ただ、その批判の語法が「反マルクス・レーニン主義的」、「メンシェヴィキ的」、「反革命トロツキスト」といったスターリン主義の新語法に彩られており、その批判の調子は「批判」というよりも異端審問に近い。

(22) *Ibid.*, p. 1159.

(23) *Ibid.*, p. 1165.

ヴィシンスキーを「法廷役者」(court-room performer)と揶揄的に表現しているのは、彼がスターリン時代の「見世物裁判」の公訴人としてのソ連邦検事総長(1935-1939年)であったからだろう。以上のような指摘は、スターリン存命中の時代の言明としては意味深い。

ヴィシンスキーの法理論は、その史的唯物論的な表層をはぎ取れば、よかれあしかれ保守的なものであり、伝統的な法概念や実定法領域の区分に依拠したうえで、当時の制定法の総体をソビエト社会主義法と命名するものであった(それに先立つ1920年代のソ連では「社会主義法」という言い方は一般的ではなく、むしろ死滅しつつあるブルジョア法という理解が支配的であった)。このような経緯は、かつてパシュカーニスが、「(社会が安定すると)もはや法的形態の分析ではなく、法的命令の拘束力を正当化するという問題が、法律理論の関心の的になる」と述べていたことを彷彿とさせる⁽²⁴⁾。かくして、時代は法の形態分析から法実証主義へと推移したのであった。

スターリン死去後の一連の刑事法関連の改革にみられるように、ソビエト法の動向は、パシュカーニスが思い描いたような法の漸次死滅過程ではなく、イデオロギー的には適法性・合法性の復権という道を歩む(罪刑法定主義や無罪推定原則の強化、自白中心主義の改善、内務人民委員部特別会議など準裁判機構の廃止等々)。それらは正確には「社会主義的」な適法性・合法性とされていたが、実質的にはブルジョア法の諸形態に依拠したものである。スターリン時代の一時期にみられたような厳罰化傾向が緩和されたことも、見方によっては犯罪と刑罰との均衡すなわち等価原理の尊重と言えなくもない。

社会主義的な適法性・合法性という概念自体はすでに1930年代に形成されており、1936年ソ連憲法が、ブルジョア法の形態模写によっていた⁽²⁵⁾。それゆえ、1930年代後半のスターリンの大テロルなどが、後に適法性や合法性からの逸脱現象と位置付けられたのである。

フラーは、パシュカーニスに対して一定の理論的関心を寄せつつ、理論とソ

(24) Пашуканис (1927). С. 28. 稲子訳68頁。

ビエト法の現実との錯綜した関係について、かなりの確に見抜いていたと言える。フラワーからみると、パシュカーニスは「博学」で一目置くが、その理論は非現実的だったということなのだろう。

（二） ケルゼンとパシュカーニス—「イデオロギー批判」の同床異夢—

自ら確立した法学方法論の視点から、他の法学方法論を決然と批判する、そうしたスタンスがハンス・ケルゼンのパシュカーニス批判にみられた。ケルゼンは第二次大戦中に米国に移住し、1955年にニューヨークで彼の“The Communist Theory of Law”が出版されている。本書では、ケルゼン自身の純粋法学の立場からのパシュカーニスに対する体系的な批判が展開されている。ケルゼンによると、パシュカーニスは純粋法学を批判する中で、法を規範の体系とする見地を「イデオロギー的」とみなし、法を社会的実在として把握しようとしたのだという。ケルゼンはそのようなパシュカーニスの立場を「反規範的学説」(anti-normative doctrine) と呼ぶ。⁽²⁶⁾

(25) ソ連憲法では権力分立が否定されているなど、近代法の諸原理とは明らかに異質な部分があるが、1936年憲法では、最高ソビエトが、それまでのソビエト大会制度と比べると、形態上はむしろ「パーラメント」に近くなり、ソビエト代議員選挙は職場や村集会における公開投票ではなくて選挙区の投票所における普通・平等・秘密選挙によるようになった（しかし、候補者は共産党を含む社会団体推薦制をとり、後に単独候補者の信任投票という慣行が定着していった）。その他、権利保障、裁判所に関する規定など、プロレタリアート独裁の憲法とされた1918年憲法以降の流れと対比すると、1936年憲法は、明らかにブルジョア法の形態模写が見られた。そしてソビエト法は、「死滅途上にあるブルジョア法」としてではなく「社会主義法」として位置づけられ、その遵守を要請する概念が「社会主義的適法性（合法性）」であった。

(26) Hans Kelsen, *The Communist Theory of Law* (Frederick A. Prager, Inc., 1955), pp. 89–115. なお翻訳の引用、参照に際しては、矢部貞治・服部栄三・高橋悠・長尾隆一訳『ハンス・ケルゼン著作集Ⅱ：マルクス主義批判』（慈学社、2010年）を用いた（以下、邦訳と表記）。

(27) *Ibid.*, pp. 89–90. 邦訳386–387頁。

ケルゼン自身は、伝統的法学からそのイデオロギー的諸要素をとり除こうと試みたのは、むしろ純粋法学であったという自負から、みずからを擁護する。その際、規範の有効性（effectiveness）を、その実効性（validity）と同一視してはならず、法規範と、その規範によって実効的に規律される人間関係とを同一に扱ったり、法を、法と一致する人間行為と同一視したりしてはならないと主張する。このようにケルゼンは、当為と存在との二元論をあくまでも維持するが、パシュカーニスの理論の基礎にあるのが、それらの「誤った同一視」なのだとみなす。なぜならパシュカーニスにとって法は規範自体ではなく「社会において作用する、客観的に規制する力」だからである⁽²⁸⁾。

次にケルゼンが問題にしているのは、パシュカーニスの商品交換理論にみられる私法中心主義的な見地である。ケルゼンの説明の仕方によると、パシュカーニスにおいては、自己利益を主張し得る主体間の関係としての私法のみが真の意味での法であり、国家と個人との間の関係としての公法は、国家が超法的現象であるがゆえに、真の意味での法とはみなされていない。ケルゼンは、相互に衝突する利益があることを法の存在理由とみなすことに同意するが、私法の領域には、公的利益と個人との衝突も存在し、例えば債務を弁済しない債務者に対する強制執行は、債権者の個人的利益を保護するのみならず、すべての債権者の個人的、私的利益を保護するのであり、そこに公的利益が存在するのだという。そして、法が利益の衝突の調整のための社会的秩序であることは、法を私法と同一視するための十分な理由ではなく、公法と呼ばれる法部門の法的性質を否定するための十分な理由にならないと反論する⁽²⁹⁾。

また、ケルゼンの純粋法学的立場によれば、国家は法秩序の擬人化であり、行為する人としての国家は、他のすべての権利義務主体と同様に法に服するのであり、もし国家が法的義務をもたないとすれば、個人の権利も存在しえない。それどころか、国家が直接または間接に当事者でないような法的関係は存在せ

(28) *Ibid.*, p. 90. 邦訳387頁。

(29) *Ibid.*, pp. 93–94. 邦訳391–392頁。

ず、すべての法は、その性質上、公法であり、いわゆる私法というものはむしろ公法の一部にすぎないとみなす。⁽³⁰⁾

主観法と客観法との分割については、既述の通りパシュカーニスは、主観法（権利）が一次的であるという立場をとっていた。こうしたパシュカーニスの立場について、ケルゼンは次のように整理している。すなわち、「主観的法、いいかえれば権利が客観的法ないし法秩序に対して論理的および歴史的に先んじ、次いで国家がこれらの権利を保障するために、客観的法秩序を確立して、権利に照応する義務を課すという見解を含んでいる」。ところがケルゼンは「これと全く反対のことが真実」と述べ、義務なしには権利は存在せず、権利も義務と同様に、客観法としての法秩序と異なるものではなく、両者はこの法が特定の個人に関係づけられたものにすぎないと考える。⁽³¹⁾

もとよりパシュカーニスの「私法中心」的な見地や、規範に先立つ権利の一次性などの主張は、彼が私的自治を重視したり、権利を基底とする社会を道徳哲学的に基礎付けたりしようとしたからではなく、法＝ブルジョア法が公法・私法や主観法・客観法といった対立形式において存在することを明らかにしようとしたからである。そうした意味でパシュカーニスの議論は規範的なものではなく記述的なものである。ケルゼンもそのことは承知している。

しかしケルゼンによると、主観法と客観法、法と国家といった二元論的対立図式や矛盾は、資本主義社会や資本主義法に必然的というよりむしろ、法の客観的科学という口実の下に、特定の政治的利益の観点から法の形成に影響を与えようとする法理論の特色である。ケルゼンのいう「特定の政治的利益の観点」というのは、例えば既存の財産関係に変更をもたらすような法改正に対して、財産権を根拠に反対しようとするなど⁽³²⁾を意味する。ケルゼンからみると、主観的権利を法の第一次的な契機とみなすパシュカーニスの理論は、それ自体がひとつのイデオロギー的見地なのだということになる（パシュカーニス

(30) *Ibid.*, pp. 95–96. 邦訳393–394頁。

(31) *Ibid.*, p. 97. 邦訳396頁。

(32) *Ibid.*, p. 98. 邦訳396–397頁。

自身がそうした「イデオロギー」の信奉者でなくとも)。

また、パシュカーニスが犯罪と刑罰との均衡に、商品交換から抽象化された等価の原則を見出したことについて、ケルゼンは「売主が商品を給付し、買主がその等価物として価格を支払うのと全く同様に、犯罪人は犯罪を給付し、国家は刑罰で支払いをなす」とし、そうした等価物が応報原理の基礎にある理論と解する。しかしケルゼンは、そうした応報の解釈も法的実在の客観的科学的記述ではなく、イデオロギー的解釈に過ぎないとみなす。そして、ケルゼンは資本主義社会の法と応報・等価の原則との間に必然的結び付きを見出しておらず、資本主義の枠内でも刑法の改革は可能で、刑法を他の諸制度によって根本的に改革してはならない理由はないとする⁽³³⁾。

パシュカーニスの「法の死滅」論では、既述の通り商品交換関係に由来するブルジョア法の形態と、何らかの合目的性に立脚した技術的な規制とが区別され、「法の死滅」は後者の不在や強制・命令の不在を意味しない。ところが、ケルゼンは、まさにそうした法と技術的規制との区別に反論する。「もしブルジョア的またはプロレタリア的イデオロギー、すなわち、資本主義または社会主義のイデオロギーの色眼鏡を通して見るのがなければ、法はその性質そのものによって技術である、換言すれば、特殊な社会的技術である⁽³⁴⁾」。

このように、ケルゼンは純粋法学における「イデオロギー批判」という使命から、パシュカーニス法理論における公法と私法、主観法と客観法、犯罪と刑罰における等価の原則、法と技術的規制といった一連の区分や関連付けの仕方が、すでにイデオロギー的なのだと批判する。ケルゼンいわく、パシュカーニスは「ブルジョア法」と「ブルジョア法のイデオロギー的理論」とを混同し、また「ブルジョア法」を批判するために「ブルジョア理論」のイデオロギー的要素を引き継いでいるという⁽³⁵⁾。

これに関連してナイゲル・サイモンズは、パシュカーニスとケルゼンとの論

(33) *Ibid.*, pp. 98–103. 邦訳398–402頁。

(34) *Ibid.*, pp. 103–105. 邦訳403–406頁。

(35) *Ibid.*, p. 89. 邦訳386頁。

争について興味深い指摘をしている。⁽³⁶⁾サイモンズによると、ケルゼンは「法」に対する「法理論」の関係を「記述される事物」に対する「記述」のように想定しているが、現実には法理論は法そのものによって生みだされる。リベラルな社会あるいはブルジョア社会の法秩序は多かれ少なかれ諸権利の一貫した体系とみなすことができ、仮に法が規範の見地から把握される場合でも諸規範相互の一貫性が要請され、権利保持者としての主体の概念も法の首尾一貫性の前提となる。ブルジョア法が法理論を生み出すのは、さながら火が煙を出すのごとくである。理論と現実との関係について深刻な誤りを犯しているのは、パシュカーニスではなくてケルゼンであるという。⁽³⁷⁾このように、サイモンズは、「現実と理論との関係というものは、記述対象と記述との関係といったものではない。少なくともわれわれが“社会的”現実を扱う場合、そうした現実は部分的には参加者達の信念や価値、自己理解その他によって構成されている」と指摘する。⁽³⁸⁾

パシュカーニスが「ブルジョア法」を批判するために「ブルジョア理論」のイデオロギー的要素を引き継いでいるというケルゼンの指摘自体は、ある意味で当たっているだろう。それは、パシュカーニス自身が、法学批判はマルクスの経済学批判を模範としなければならないとし、なおかつ批判は「敵の領土」でなされなければならない、そこで形成されてきた一般化や抽象を無視してはならないと宣言していたことにも見出され得る。⁽³⁹⁾ただ、そこでパシュカーニスが、ケルゼンがいうように「ブルジョア法」と「(ブルジョア法の)イデオロギー的理論」とを果たして全く「混同」していたかどうか。パシュカーニスの問題関心は一貫していて、彼の言い方でいうと「イデオロギーの根源をあかるみにだす」ことである。⁽⁴⁰⁾

(36) Nigel Simmonds, 'Pashukanis and Liberal Jurisprudence,' *Journal of Law and Society*, Vol. 12, No. 2 (1985), pp. 135–151.

(37) *Ibid.*, pp. 137–138.

(38) *Ibid.*, p. 138.

(39) Пашуканис (1927). С. 24. 稲子訳63頁。

ひとくちに「イデオロギー批判」といっても、ケルゼンのそれとパシュカーニスのそれとは意図するところが異なる。パシュカーニスは、当時影響力を持っていた新カント派の法哲学について、まず次のように整理している。すなわち、存在するものの合法則性と当為の合法則性という対立項から、因果科学と規範科学の存在が認められ、法律学は規範科学のひとつとして方法論上の基礎を得た。ケルゼンはその方法論を発展させ、法律学は規範的科学の最たるものであるという確信を得るに到った。道徳や美学の場合は、規範的なものが心理学的なものや事実上のものの浸透を受け、因果関係の観点が規範的思考の純粹さを傷つけている。逆にケルゼンのように国法を最高頂点とする法では、当為の原理は、事実上のものや存在しているものと決定的に切り離された無条件に他律的な形態であられる。法律学の任務は様々な規範的内容に、厳密な論理的な秩序をもたらすことである、と。⁽⁴¹⁾

そしてケルゼン流の「イデオロギー批判」とは、パシュカーニスの説明の仕方によると「存在するもの、事実上のものというあらゆる混ざり物をぬぐいおとした、すなわち心理学的、社会学的な『燃えかす』をぬぐいおとした『純粹な』当為の合法則性」のためのものである。⁽⁴²⁾ケルゼンによれば、純粹法学は規範の起源や規範と物質的な利害とのつながりに何ら関心をもっていないということからも、⁽⁴³⁾パシュカーニスの『一般理論』との間の溝は深いことがうかがえる。

(三) パシュカーニスの再発見と批判—福祉国家との関わりで—

1970年代から、パシュカーニス法理論の再発見・再評価および批判が散発的に続いた。⁽⁴⁴⁾当時の資本主義体制の支配的な国家形態は福祉国家であり、そうし

(40) Там же, С. 24. 同上63頁。

(41) Там же, С. 13–14. 同上48–49頁。

(42) Там же, С. 14. 同上49頁。

(43) Op. cit., Kelsen, *Law and Peace in International Relations*, p. 69. 前掲、ケルゼン（鵜飼信成訳）『法と国家』83頁。

た状況が議論に影響を与えていると思われる。

1977年にはアイザック・バルバスが「商品形態と法形態：法の“相対的自律性”に関する一考察」という論文を書いている。⁽⁴⁵⁾バルバスによると、退けられなければならないのは、まず法をドミナントな社会的アクターの意思の道具や手段とみなすような道具主義あるいは還元主義（instrumentalism or reductionism）であり、さらには法を無条件に社会から自立した体系とみるような形式主義（formalism）⁽⁴⁶⁾である。それらの両極のいずれにも属さない法の「相対的自律性」を論じるにあたって、バルバスはマルクス『資本論』に依拠し、商品形態と法形態の内的連関を探る。つまり法は単に支配の道具ではないし、かといって閉じた規範体系でもない。

その議論の過程でバルバスは、パシュカーニスがすでに50年以上前に商品形態と法形態との相同性（homology）を議論していたことに気付いた、と感嘆

(44) なお、1968年には米国の研究者ロバート・シャーレットが「パシュカーニスと法の商品交換理論、1924–1930年：ソビエトのマルクス主義法思想の研究」でインディアナ大学において博士号を取得しているRobert Sharlet, *Pashukanis and the Commodity Exchange Theory of Law, 1924–1930: A Study in Soviet Marxist Legal Thought*, (Indiana University, Ph. D., 1968). この論文でシャーレットは、パシュカーニスを中心とする当時のソビエトの「法の商品交換理論学派」の形成と、パシュカーニス自身の自己批判による商品交換理論の衰退局面を扱っている。パシュカーニスの「自己批判」といっても、それは彼自身の内発的なものというよりも、やはり時の政治経済情勢に規定されたものであるという含意がある。そしてシャーレットは論文の結論部分で、とりわけ1928年以降のソ連の重工業化政策や農業集団化政策の中で、パシュカーニスが法学界のリーダーとして、それまでの社会学的な法分析から法実証主義へのシフトの要請を考慮し始め、ひいては当時の法理論がソ連の社会変化にますます従属するようになっていったと指摘している（なお、この問題については、日本ではすでに藤田勇『ソビエト法理論史研究』において、ロシア革命直後から1930年代後半までの広範なスパンの下で仔細に研究していた）。

(45) Isaac D. Balbus, 'Commodity Form and Legal Form: An Essay on the "Relative Autonomy" of the Law,' *Law & Society Review* (1977), pp. 571–588.

(46) *Ibid.*, pp. 571–572.

符とともに記しているが、偶然バルバスがパシュカーニスと似たような議論をしたというよりは、実質的に本論文は、マルクスはもとよりパシュカーニスの議論をふまえていると言ってよいだろう（前述の通り、すでに1950年代に『一般理論』の英訳が出ているのであり、バルバスがそれに気付いていないはずはない）。

ただしバルバスの議論において特徴的なのは、1970年代の文脈において、法形態と商品形態の相同性に関する原理的考察のみならず、ある種の段階論的な議論を試みていることである。すなわち、福祉国家における医療サービスや種々のインフラストラクチャーなどの非商品的領域の拡大に伴って、商品形態の優越性がいったん衰退し、より道具主義的でテクノクラートのコントロールが社会に対して強まり、法はしだいに、その時々⁽⁴⁷⁾の目的に応じた技術（ad hoc techniques）に道をゆずる、という議論である。

既述の通り、パシュカーニス自身は、狭義の法＝ブルジョア法と集目的目標による技術的規制とを分けていたが、後者の優位については、ソ連のような計画管理経済の下で進行したのみならず、バルバスによって、福祉国家における種々の法的規制の様式に見出されている。

福祉国家・社会国家における国家介入、法的規制については、ハーバーマスが、『公共性の構造転換』や『コミュニケーション的行為の理論』等で包括的に議論していたことが知られている。さらに、ベルリンの壁崩壊後に書かれた「遅ればせの革命と左翼の見直しの必要」において、ハーバーマスは、まず西側の社会民主主義について「幻想であることがはっきりしたのは、社会国家そのものではない。そうではなく、行政的手段を用いて解放された生活形式を実現で

(47) *Ibid.*, p. 577.

(48) *Ibid.*, p. 586. ところでパシュカーニス自身は1929年の「経済の法的規制」という論文において、「帝国主義」段階とされた当時の資本主義諸国における経済と法との関係について、ある種の段階論的な議論をしているが、本稿の課題を超えるため、ここでは詳述しない。См. Экономика и правовое регулирование. Революция права. 1929, No. 4, С. 12–32. No. 5, С. 20–37.

きる、という期待が幻想だったのだ」とされている。⁽⁵⁰⁾ 他方、東側の「現存した社会主義」に影響を及ぼしてきたマルクス主義については、「＜物の管理＞というサン・シモニズム的な幻想」が、（民主主義的な規則にしたがってコンフリクトの当事者が論争しあう必要性が生じているのに）そうした必要性を減少させてしまったと総括されている。⁽⁵¹⁾

もとよりエンゲルスが「国家の死滅」過程を「人に対する統治」から「物の管理と生産過程の指導」⁽⁵²⁾へと言い表し、これはパシュカーニスの「法の死滅」論にも影響を及ぼしている。経済的な自治の主体間のコンフリクトを想定した法的形態に代わって、単一の計画主体による経済管理が優位になっていくという「法の死滅」の展望は、ハーバーマスの視点からいえば、「＜物の管理＞というサン・シモニズム的な幻想」に他ならず、コンフリクトの発生を前提とした民主主義論を欠落させていたということになろう。

次に、パシュカーニスを批判的に摂取しつつも、国家やイデオロギーの見直しに向かった論者として、フランスのアルチュセール派の法学者であるベルナルド・エーデルマンや、アルチュセールの影響を受けたイギリスのポール・ハースト⁽⁵³⁾に触れてみたい。

-
- (49) Jürgen Habermas, Strukturwandel der Öffentlichkeit : Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft (Frankfurt am Main : Suhrkamp 1990). ユルゲン・ハーバーマス（細谷貞雄・山田正行訳）『公共性の構造転換：市民社会の一カテゴリーについての探究（第2版）』（未来社、1994年）。Jürgen Habermas, Theorie des kommunikativen Handelns, Bd. 1 : Handlungsrationalität und gesellschaftliche Rationalisierung, Bd. 2 : Zur Kritik der funktionalistischen Vernunft (Frankfurt am Main : Suhrkamp 1985). ユルゲン・ハーバーマス（河上倫逸他訳）『コミュニケーションの行為の理論』（上）（中）（下）（未来社、1985－1987年）。
- (50) ハーバーマス（三島憲一編訳）『近代：未完のプロジェクト』（岩波書店、2000年）136頁。
- (51) 同上133頁。
- (52) Marx/Engels Werke, Band 20（Dietz Verlag Berlin 1962）, S. 262. 『マルクス＝エンゲルス全集』第20巻（大月書店、1971年）289－290頁。

エーデルマンは「主体の商品形態」という論点設定に際して、パシュカーニスを引き継ぐものであることを明言している。その際、彼はパシュカーニスの⁽⁵⁴⁾『一般理論』をそのまま現代に焼き直したというよりもむしろ、どちらかといえば「上部構造」やイデオロギー、「言説」の役割を重視する。具体的には、写真や映像（映画）など、20世紀のテクノロジーの下で発達していった表現物が、いかにして財産法あるいは著作権法制の客体に組み込まれていったかということを論じ、そこに資本制の下での種々の法実践（裁判所による法的言説などを含む）、すなわち法による現実の構成といった契機を重視する。パシュカーニスがいうような、法の端緒としての主体とは商品交換における権利義務関係の主体であるというのみならず、種々の国家装置によって紡ぎだされる法的イデオロギーや法的言説が、逆にいかに主体に作用するかという問題に焦点が当てられている。

その後、エーデルマンの著書の英訳に序文等を書いていたポール・ハーストが独自にパシュカーニス批判に乗り出す。すなわち、パシュカーニス法理論の

(53) ベルナルド・エーデルマンの著書 *Le Droit saisi par la photographie: éléments pour une théorie marxiste du droit* (Paris, 1973) の英語版 Bernard Edelman, *Ownership of the Image: Elements for a Marxist Theory of Law* (Routledge & Kegan Paul, 1979) が出たとき、ハーストは、以下の通り、序文を書いている。「ベルナルド・エーデルマンの著作は、現代マルクス主義法理論の最も独創的なものである。『イメージの所有』(Ownership of Image)の中で、エーデルマンは、特殊な言説と実践としての法を理論化するために、法的範疇とその社会的機能の性質に関する一般理論を生み出そうとする。古典的マルクス主義は、しばしば法を単純かつ還元主義的に扱い、法を単に経済的階級の利益の表出とみなしてきた。法は、階級的利益の成文化および階級的支配の媒介以上のものではないというわけである。しかし、ロシアの法理論家パシュカーニスによると、以上のような見地は法の「形態」(form)の特殊性を無視している。パシュカーニスは、なぜ階級的利益が法という形態をとるのか、そして法の形態が階級的利益にいかなる作用を及ぼすのかという問いを発する必要性を論じている。エーデルマンは、この点でパシュカーニスに従っているのである」(p. 1)

(54) *Ibid.*, p. 69.

特徴を、法を命令や階級抑圧に帰する「還元主義」(reductionism)を回避しつつ独自の法形態論を確立したものと評価しながらも、他方でパシュカーニスは法形態を商品形態に「還元」しているのではないかと疑問を呈する⁽⁵⁵⁾。そして、ハーストのパシュカーニス批判の矛先は、パシュカーニスの私法中心的な視点に向かう。ハースト自身は、法を形態面でも内容面でも多様で、必ずしも首尾一貫していない複合体としてとらえており、そもそも立法過程の外部に法の内容、形態、機能の統一体があるわけではないという立場を鮮明にする。この問題の背景には、現代に至るまでの資本主義の発展に際しての立法や種々の法規制の役割の比重の大きさという、明白な事情がある。特にハーストは、19世紀以降のイギリスの会社法制的歩みや株式会社の発展について議論しており、立法や法規制が資本制生産関係に及ぼす役割という面では、所有権の「機能変遷」論などを論じたカール・レンナー——パシュカーニスによって批判されていた——⁽⁵⁶⁾を高く評価しているようである。⁽⁵⁷⁾

ハーストの1986年の著作『法・社会主義・民主主義』においても、パシュカーニス批判の基本的立場は同様であり、なおかつ法が有効なのはそれが「法律として」(as laws)であって、公権力によって定立されるからに他ならず、立法や法適用の役割は単に先行する社会的要請を「表出」⁽⁵⁸⁾ことではない。また、ここでのハーストの議論では、公法をむしろ法において中心的役割を果たすとも

(55) Paul Hirst, *On Law and Ideology* (Macmillan Press, 1979), p. 110.

(56) *Ibid.*, p. 111.

(57) *Ibid.*, pp. 122–136.

(58) Paul Q. Hirst, *Law, Socialism and Democracy* (Allen & Unwin, 1986), p. 21. このようなハーストの見地は、一方ではイギリスの法実証主義の系譜と親和的であると同時に、他方ではアルチュセールの「国家の抑圧装置」や「国家のイデオロギー装置」の議論の影響も認められる。現にアルチュセールは『再生産について』において、「国家装置が生産諸関係の再生産において果たす役割」について述べており、それとの関連で法をとらえようとする。Louis Althusser, *Sur la reproduction* (Presses Universitaires de France, 1995), p. 201. ルイ・アルチュセール（西川長夫他訳）『再生産について（下）』（平凡社、2010年）46頁。

のとみなしているところが特徴的である。公法は、立法権や最高裁判所などの法を改廃し得る権力の正当化根拠として「主権」概念を自ら裡にとりこみ、何が法で何が法でないかの条件を作り出すという⁽⁵⁹⁾。

ハーストは、パシュカーニスの「法の死滅」についても懐疑的である。「法の死滅」論の背景には、商品経済における分散化された経済的アクター同士の権利義務関係が、集権化された計画主体による技術的・合理的規制にとり替わるという展望がある（そこでは「私法」が役割を果たし終える）。しかしハーストによれば、生産および分配に関する問題の決定を単一のエージェントに集権化することは不可能である（この問題は往年の「社会主義経済計算論争」に関連しよう）。企業などの決定主体としてのエージェントが分散化することは、貨幣計算にもとづいた市場交換のみならず、そうした形態をとらないシステムにおいても必然的とみなされる⁽⁶⁰⁾。

ハーストによる「法の死滅」論への批判の論拠は、以上のような権利義務主体としての経済主体の分散性・複数性の問題にとどまらない。パシュカーニスが、等価原理からの解放によって刑罰が「社会防衛」(social defense)に置き換わっていくと述べたことについて、ハーストはミシェル・フーコーの『監獄の誕生：監視と処罰』を引き合いに出し、「社会防衛」とは実質的には（フーコーのいう）規律・監視(discipline)と矯正のシステムに他ならず、それは国家権力によって担わざるを得ないとみなす。また、そのような「社会防衛」は、治療、精神医療、社会福祉的な方法を含めて、18世紀以来、欧米諸国で発達してきており、社会主義固有の政策ではない（強いていえば、それらは「ブルジョアの改良主義」の再版とされている）。パシュカーニスの提唱する「社会防衛」とは、フーコーのいう「規律社会」(disciplinary society)のネガティブ・ユートピアに他ならず、一連の社会福祉の制度および実践は法による枠組なしには不可能とされる⁽⁶¹⁾。

(59) Paul Q. Hirst, *Law, Socialism and Democracy*, pp. 21–27.

(60) *Ibid.*, pp. 28–31.

(61) *Ibid.*, pp. 48–49.

そもそもパシュカーニス自身が将来の「社会防衛」の編成や組織のあり方について具体的かつ詳細に語っていたわけではない。ハーストは、これに関して「市民的自由」による歯止めがないと災難をもたらすことを指摘している⁽⁶²⁾。つまり、「法の死滅」にある種のユートピアを見出すパシュカーニスと異なって、ハーストは「社会主義」という地平においても、なおも近代法および現代法のアンサンブルの有効性を論じる。

このように、ハーストは、当初はアルチュセールのようなマルクス主義の影響に発しつつも、独自のパシュカーニス批判と社会主義論を通して、ソ連社会主義とも既存の福祉国家とも異なった分権的なアソシエーション民主主義論に向かうことになる。ハースト自身の政治思想の行き先がどうであれ、この時代（1970-80年代）の、もっともみるべきパシュカーニス批判は、ハーストにおいて展開されているとみてよい。

（四） 内在的批判から外在的批判へ

英米圏では、パシュカーニスの資本制理解の不備や方法論自体を——時にはマルクスに依拠しつつ——問う論者もいた（日本ではそれがむしろ常道であったが英米圏では必ずしもそうではなかった）。そうした論者の一人、ウォリントン⁽⁶³⁾は、パシュカーニスの研究が決して法に関する「客観的」理論ではなく、むしろポリシェヴィズムの政治的要求に彩られており、革命を加速させ財産関係を終結させる目的を満たすように構想されているとみなす。にもかかわらず、パシュカーニスは、法のマルクス主義的分析にとって、大きな躍進をもたらしたという。すなわち法の実体的作用（substantive working）のみならず法という形態（form）もがブルジョア社会固有のものであることを示し、他の「似非マルクス主義理論家」（quasi-Marxist theorists）と異なって、法の実体的内容を革命化しつつ法の形態の延命をはかるのではなく、新しい社会は法を超越しな

(62) *Ibid.*, p. 51.

(63) R. Warrington, 'Pashukanis and the Commodity Form Theory,' *International Journal of the Sociology of Law* 9 (1981), p. 2.

ければならないことを示した。⁽⁶⁴⁾

そのようなパシュカーニスの見地を支えているのが、商品形態と法形態との関連性についての理論であり（ウォリントンの言い方によると商品形態理論）、ウォリントンはこの理論を以下のように、いくつかの点から批判する。

まず資本主義とは、ある種の生産過程であり、法理論は交換のみならず生産様式について分析しなければならない。しかし、パシュカーニスの法理論は、資本制の商品生産に何ら基づいていない。また法的関係が商品交換の表現とされ、商品交換は自由な意思の一致を基盤とするため、法における強制の要素が全く除外されているわけではないにしても些細な役割しか与えられていない（強制力を重視した古典的マルクス主義に対する反動であるにしても、そうした重要な要素を組み入れ損ねた）。さらに、パシュカーニスのいう交換価値の実現の担い手としての抽象的な法的主体は、形式に平等な主体でもあるが、多くの領域で（地主と借地人、雇用者と被用者など）法は実質的な不平等や不均衡を是正する役割を担ってきており、当事者の実体的な差異を無視してきたわけではない。等価としての刑罰（equivalent punishment）の理論は滑稽でもあり、彼がマルクスの理論と考えるものを機械的に適用した結果である（⁽⁶⁵⁾しかしなぜ「滑稽」なのかどうかは論じられていない）。

次に、ウォリントンが問題にしようとしているのは、パシュカーニスにおけるマルクスの方法論の適用の是非やその解釈の仕方についてである。それによると、パシュカーニスはマルクスの経済分析を法の領域に適用しようとするが、ある分野（経済）の分析を単純に他の分野（法）に適用することはできない。しかもパシュカーニスは、マルクスの経済分析を誤読しており、マルクスの分析は特定の階級社会における剰余価値の生産、流通、分配に関するものであるが、パシュカーニスの分析は前資本主義的な商品生産（いわゆる単純商品生産）には妥当しても、そこには剰余価値の社会的生産に関する側面が欠落し

(64) *Ibid.*, p. 5.

(65) *Ibid.*, pp. 9 - 14, p. 19.

ている。なおかつパシュカーニスは、資本主義的生産が支配的になる際に労働力それ自体が商品となっていく過程をとらえ損ねている。⁽⁶⁶⁾

こうしたウォリントンのパシュカーニス批判は、マルクス内在的な批判（マルクスが重視したはずの剰余価値の実現を本旨とする資本制の生産過程や労働力商品化の問題が十分に考慮されていない）と、外在的な批判（法の形式的平等性のみならず実質的平等化の役割等）とが含まれている。比重は内在的批判に置かれている。内在的批判については、第2章で論じた通り、戦前から戦後にかけて日本の法学者（加古、川島、沼田、藤田など）が投げかけたようなパシュカーニス批判と似ている側面もある。しかし、パシュカーニスの法理論が「資本制の商品生産に何ら基づいていない」というのは、適切とはいえない。むしろ彼は資本制の生産様式を念頭に置き、労働力も等価交換の論理に服することを念頭に置いたうえで法の商品交換理論を展開していたからである。

また、経済の分析を単純に法の分野に適用することができないというのは、まさにその通りだと思われるが、パシュカーニスの『一般理論』は、資本制の生産様式や剰余価値の創出といった経済的な内容が、あたかも単純商品生産社会におけるような同等な人格同士の権利義務関係という法形態を媒介とすることを重視している意味で、経済の論理をそのまま法の論理に横滑りさせていることにはならないだろう。そもそも法の形態においては、剰余価値の創出といった論理は直接現われてこない。それは自由な契約にもとづく労働力の売買という形をとって可能となる。確かにパシュカーニスの『一般理論』は、経済分析を単純に法の分野に適用しているかのような誤解を受けやすい余地はあるが（いわゆる「経済主義」といった批判）、法の形態とは、『資本論』で分析されている資本の投入と剰余価値の創出という経済の「実働」を媒介しているような、あるいはその表層を覆っているような「仮象」の論理（平等な人格同士の等価交換）なのである。

ウォリントンのパシュカーニス批判のうち、法の形式的平等性のみならず実

(66) *Ibid.*, pp. 14–15.

質的平等化の役割という外在的批判は、なるほど重要であり、それは以下のような批判法学の潮流において全面的に展開されている。

『ソーシャル・テキスト』誌に掲載されたナンシー・アンダーソンとデイヴィド・グリーンベルクの「実体から形態へ：パシュカーニスとエーデルマンの法理論」という論文がそうである。⁽⁶⁷⁾ エーデルマンについては先に若干触れた通りであるが、アンダーソンとグリーンベルクも、マルクス主義において、国家や法を階級支配の道具とみるような第二インターナショナル的な道具主義（instrumentalism）を乗り越える見地を、パシュカーニスやエーデルマンが切り開いたとみなす。そうした見地は、パシュカーニスに関しては、「強制としての法」の見地に対する批判や、自由平等を単なるイデオロギーとしてではなく資本制社会が作動する形態として見ていた点、総じて「法の商品交換理論」にすでに現れていたという。⁽⁶⁸⁾

しかし、著者達は以下の点でパシュカーニスの法理論に対して批判的である。まず、パシュカーニスによれば、商品交換の発達が生み出していく。となると、そこでは人種や性別、民族的出自などは法的には不適格なカテゴリーとなっていくはずである。ところが、著者達によると、実際の歴史のプロセスは逆のパターンをも示しており、例えば米国建国時代には、いくつかの州で女性が政治的権利を獲得したが、後に排除され、商品交換の発達の中で、法と社会における性差の区別はむしろ強化されていったという。また欧州諸国の植民地支配にける宗主国と住民と現地人との区別、ナチ・ドイツの法、南アフリカのアパルトヘイトなど、資本主義経済の発達は、人種差別を弱めなかった。こうした例は、法の商品交換理論の弱みであり、ひとくちにブルジョア国家の法といっても、ファシズムとリベラル・デモクラシーとの区分が不明とされている。仮に、商品交換が「長期的にみて」抽象的で形式的に平等な諸個人を生み出していくにしても、短期的、中期的には、商品交

(67) Nancy E. Anderson and David F. Greenberg, 'From Substance to Form: The Legal Theories of Pashukanis and Edelman,' *Social Text*, No. 7 (1983), pp. 69–84.

(68) *Ibid.*, p. 70.

換は時として法のパーティキュラリズムを強める⁽⁶⁹⁾。同様に、パシュカーニスの法理論においては、被抑圧集団が平等を獲得する局面を検証することができず、形式的平等の肯定的側面を評価することができない（マルクスでさえも『ユダヤ人問題について』で政治的、宗教的解放といった形式的平等の利点を語っているが、それに比べてもパシュカーニスは一面的とされている⁽⁷⁰⁾）。

また著者達によると、法は、労働力の自由な売買を通じて剰余価値を引き出すことに特徴づけられる関係を文字通り体现しているわけではなく、その点で、法の商品交換理論は議論の余地を大に残すものである。つまり、法的カテゴリーと経済的カテゴリーとは統合的に結びついているが、「同一ではない」（not identical）。また、政治権力に対する諸個人の権利のポテンシャルが見過ごされてよいわけではなく、その点で、マルクス主義法理論は社会正義と平等に資する規範の発展を見過ごしてきた⁽⁷¹⁾。

法が、労働力の自由な売買を通じた剰余価値の創出を文字通り体现しているわけではないことは至極もつともであり、このことについては直前のウォリントンのパシュカーニス批判の所で触れた。それはパシュカーニス批判というよりも、むしろパシュカーニスが法の形態論をとるに到った出発点でもあろう。むしろ、ここでの批判で重要なのは政治権力に対する諸個人の権利のポテンシャルの軽視という問題である。それは、例えば米国にみられるような第二次大戦後の公民権運動、「新しい社会運動」、各種マイノリティ運動などにおいて法的ディスコースが果たした役割を鑑みれば、当然である。

こうした著者達の立場は、批判法学の一部の潮流にもみられるような、いわば「レフト・リーガリズム」的な立場でもあり、パシュカーニスやエーデルマンの業績などから法の形態と資本制の政治的・経済的権力の再生産との密接な結びつきを引きだしつつも、「法の死滅」のような射程を共有するのではなく、依然として法・権利と諸々の社会運動との結びつきにポテンシャルを見出すも

(69) *Ibid.*, p. 73.

(70) *Ibid.*, p. 74.

(71) *Ibid.*, p. 81.

のである。そのようなスタンスの違いは、時代の違いとも言い得るかもしれないが、ロシアのように革命によって法ニヒリズムと社会主義建設のユートピアとが表裏一体となり、それがさらにパシュカーニスのような法の死滅論の形をとることになったことと、米国のように公民権運動を経て法と権利の形態と急進的な社会改革運動とが結託した法文化の違いとも言い得るかもしれない。

(五) 最近のパシュカーニス論の動向

近年のパシュカーニス再評価は、マイケル・ヘッドの単著『エフゲーニ・パシュカーニス:批判的再論』(2008年)において、多角的になされている。反面、同書では政治史や思想史の視点、現代社会分析などが交差し、本稿の視点からすると、パシュカーニス法理論それ自体の「批判的再論」(critical reappraisal)が十分果たされていないという読後感が残る。⁽⁷²⁾

本稿の視点からみて、より興味深いのは、パシュカーニスを主題にしているわけではないものの、ナイジェリア出身の法学者オルフェミ・タイウオ (Olufemi Taiwo) が論じている「リーガル・ナチュラリズム」という視点である。⁽⁷³⁾

-
- (72) Michael Head, *Evgeny Pashukanis: Critical Reappraisal* (Routledge-Cavendish, 2008). 本書では、全12章のうち8章までが、ロシア革命史、スターリン体制にいたるまでのソビエトの政治史、マルクス主義思想史、ロシア革命と法など、パシュカーニスを論じる際の予備知識的な解説に比重が置かれすぎているきらいがある。全体的には、強いていえば「ソビエト法学論争とパシュカーニス」、「スターリニズムとパシュカーニス」といった問題意識が強い。むろん、そうした構成は必ずしも難点とは言えず、見ようによっては、ロシア革命史、ソビエト政治史、思想史の文脈でパシュカーニスの意義を検討する意味で、そのような内情にあまり通じていない英語圏の読者にとって、ひじょうに親切な著書であると言える。本稿の視点から興味深いのは、第11章「パシュカーニスと西側諸国の理論家達」であり、英米圏の左派あるいはマルクス主義系の論者達によるパシュカーニス批判に対して、著者なりの反論が加えられている。それらを通して著者のヘッドは、本稿でも触れたウォリントンなどによるパシュカーニス批判が、しばしばパシュカーニスの片面的な理解にもとづくものであることを指摘している (pp. 205-229.)。それについては同感である。

ガル・ナチュラリズム」とは、単に自然法や自然権思想の復権ということではなく、実定法に先行する自然法的なものがまさにマルクス主義の概念装置である社会構成体あるいは生産様式に根ざしているということである。タイウォの説明によれば、特定の社会の実定法は深層構造の反映であり、深層構造（deeper structure）とは、単に「経済的」なのではなく、法的しかも「本質的な意味で法的」（naturally legal）なのである⁽⁷⁴⁾（「本質的」というのは「自然的」と訳してもさしつかえないだろう）。

私がこの理論を「リーガル・ナチュラリズム」と名付けたのは、ある社会の実定法体系に表現される法的なものが、生産様式の性質を構成する部分だからである。それは、法が何らかの本質に由来する意味で、他の自然法理論に類似している。トミストにとって、法は神の本性およびこの本性に加わる限りでの人間の本性に由来するだろう。社会契約論者や自然権論者にとって、法は人間の本性に由来するだろう。ところが、リーガル・ナチュラリストにとって、法は生産様式あるいは社会構成体の性質に由来するのである。自然法を導く諸形態の中では、もっぱら神聖な啓示によるそれが、リーガル・ナチュラリズムと相いれない。リーガル・ナチュラリズムにとって、人間の本質は、社会構成体の不可分の要素である。というのも、われわれが法を社会構成体の性質から由来させる際、その「社会構成体」とは、豊かな概念であり、生産財や生産手段はもとより人間の本質についても今日にいたるまで展開途上にあるものとして包括する概念である。それゆえ、リーガル・ナチュラリズムによって定められる法の位置関係は、自然法の伝統を引く他の諸理論によって提供されるものよりも広範なものである⁽⁷⁵⁾。

(73) Olufemi Taiwo, *Legal Naturalism: A Marxist Theory of Law* (Cornell University Press, 1996).

(74) *Ibid.*, p. 1.

(75) *Ibid.*, p. 2.

タイウォが随所で用いているネイチャーという語は、その都度文脈的に自然、性質、本質、本性などと訳しわけられ得るが、彼の見地がいわゆる「本質主義」(essentialism) 的ということではない。むしろ、そこでいうネイチャー＝本質・性質とは、きわめて歴史的に条件付けられたものである（『マルクス主義とヒューマン・ネイチャー』の著者セイヤーの言い方に習えば、「歴史的現象としてのヒューマン・ネイチャー」ということになる⁽⁷⁶⁾）。

なお、タイウォのいうようなリーガル・ナチュラリズムの見地を——彼が「深層構造」という基底的な概念を呈示していることもあって——マルクス主義伝来の土台と上部構造理論の変種とみなすことも可能である。ただしその場合、リーガル・ナチュラリズムは、経済的なものを土台、法的なものを上部構造と単純に類別する、いわば戯画化されたマルクス主義に対して、マルクス主義法理論の本来の持ち味を再興する意味合いもあろう。パシュカーニスが指摘していたような、＜所有関係などの法的上部構造の基礎的部分は「土台」に近接している＞⁽⁷⁷⁾という論点をさらに根本化する営為とみなすことも可能である。

またタイウォの議論で特徴的なのは、現在では廃れたかにみえる「法の死滅」について、再び議論対象に据えていることである。理由は単純明快であり、通常の生活では法は紛争解決の最終手段であり、法を用いない社会は訴訟社会よりも望ましく、法を基礎としない社会秩序の探求を依然として放棄すべきではないからだ⁽⁷⁸⁾という。その際、タイウォの「法の死滅」論は、パシュカーニスのような商品形態の消滅→等価形態の消滅→法の死滅といった固有の演繹方法とは異なって、倫理学的な見地も含まれている。法という特殊な秩序形態に依拠しない社会がいかなる意味で正当化され得るのかといった見地である。むろんそこでは、法と社会秩序とは区別されている（パシュカーニスの区分に従って“legal”という範疇と“technical”という範疇とが区分されている）。タイウォ

(76) Sean Sayers, *Marxism and Human Nature* (Routledge, 1998), Introduction: human nature as a historical phenomenon.

(77) Пашуканис (1927). С. 46. 稲子訳92頁。

(78) Op. cit., Taiwo, *Legal Naturalism*, p. 75.

によれば、法とは社会対立の非和解性の承認を意味し、紛争の不可避性を意味する。すなわちコンフリクト・ベースの進化は資本制社会で頂点に達し、そこでは権利の享有が諸個人間の相互無関心ともなるという⁽⁷⁹⁾。

このようなタイウォの見解は、メインストリームの法理論の世界では、むしろ周辺的な見解であろうが、いわゆる近代法（および現代法）を人類学的にとらえ返した場合、彼のような議論が出てくること自体は不思議ではない。法を基礎としない社会秩序の探求を依然として放棄すべきではないというタイウォのスタンスは、愚直でありつつも、法と社会との関係をめぐる倫理的問題を突き付ける。

ところで本章を締めくくるにあたって、現代ロシアにおけるパシュカーニスについて多少なりとも触れておきたい（厳密に言えば、本章でいう「欧米諸国」にロシア・旧ソ連は入らないであろうが）。近時、ロシアの社会学専門誌に「パシュカーニスの法社会学的刑罰理論」という論稿を寄稿したシトフ（ニコライ・ゲオルギエビッチ）によると、「西側諸国で広範に研究されてきたにせよ、ロシアではほとんど無名で、不当に捨象されてきた論者」の一人がパシュカーニス⁽⁸⁰⁾なのだという。

1956年のスターリン批判に伴うパシュカーニス名誉回復後、一部のソビエトの法学者達は、パシュカーニスの再評価⁽⁸¹⁾に奔走し、実際、遅ればせながら1980年にモスクワで『一般理論』を含むパシュカーニス選集⁽⁸²⁾が出版されているが、そうこうしているうちにソ連は「ペレストロイカ」に突入し、イデオロギー的

(79) *Ibid.*, p. 184.

(80) Н. Г. Щитов. Социолого-правовая теория наказания Е. Б. Пашуканиса. Социологическое исследование, 2002 – № 3, С. 39. 頁数はインターネット版による。

(81) これについては、藤田勇「革命の時代と知識人：E・パシュカーニスの生涯と思想（14）完」『窓』（ナウカ社）76号（1991年）44頁に当時の模様が出てくる。

(82) Е. Б. Пашуканис. Избранные произведения по общей теории права и государства. Москва, 1980.

には法治国家や人権などの「全人類的価値」（ゴルバチョフ）の方向にシフトする。そこではパシュカーニスの法理論などは、いかにも時代錯誤的であっただろうし、それはソ連解体後の現代ロシアに関してもそうであろう。⁽⁸³⁾

1980年に出版されたパシュカーニス選集の編者の一人であった法学者ネルセシャンツは、ソ連解体後のロシアでも著作や教科書を公刊、改訂している。ネルセシャンツの『政治および法学説の歴史』という大学生向けの教科書の1995年版では、古代ギリシャから現代欧米・ロシアの政治・法思想が概観され、第21章が「ボリシェヴィズムの政治・法イデオロギー」となっている。そこでは、パシュカーニスの法理論について「法の交換概念」（*меновая концепция права*）⁽⁸⁴⁾という小見出しが付けられている。

ネルセシャンツによると、パシュカーニスの法理論は「法の認識が法の克服という目的に完全に従属している。このような反法学的世界観は、社会統制に関する革命後のあらゆる理論と実践に対する法ニヒリズムに現れている」⁽⁸⁵⁾。「反法学的世界観」というのは、先に触れたエンゲルスのいう（ブルジョアジーの古典的世界観としての）「法学的世界観」の対立語として用いられていると推測できるが、ネルセシャンツの「ボリシェヴィズムの政治・法イデオロギー」批判の矛先は、パシュカーニスのような法の死滅論に対してのみならず、パシュカーニス後のヴィシンスキーの法実証主義的理論にも向かう。かねてからのネ

(83) ただし、ペレストロイカ時代初期には、混合経済体制をとっていた1920年代のネップ（新経済政策）が再評価されたために、若干の法学文献でパシュカーニスを含む1920年代のマルクス主義法理論が検討対象となっている。См. И. А. Исаев. Становление хозяйственно-правовой мысли в СССР 20-е годы. Москва, 1986. С. 27–72. Ю. А. Денисов, Л. И. Спиридонов. Абстрактное и конкретное в советском правоведении. Москва, 1987. С. 32–56.

(84) В. С. Нерсесянц (ред.). История политических и правовых учений. Москва, 1995. С. 644. なお、ペレストロイカ時代の1988年に出版されたネルセシャンツ編『政治および法学説の歴史』では、逆にパシュカーニスに対する言及は一切なかった。そもそも、そこでは、「マルクス・レーニン主義」という枠組は出てきても、「ボリシェヴィズム」という用語はない。

(85) Там же. С. 647.

ルセシャンツの基本的立場である「法」と「法律」との区別（ロシア語のプラーヴァとザコーン、ドイツ語のレヒトとゲゼッツとの区別）からみて、ヴィシンスキーはそれらを同一視していたからである。⁽⁸⁶⁾

ある意味でパシュカーニスは、「法」（право, Recht）と「法律」（закон, Gesetz）との区別に関するマルクス主義的な分析を与えているともいえるが（立法という媒介に論理的に先立つ権利義務関係としての法的関係の経済規定性）、あくまでも近代法的な価値を擁護するために「法」と「法律」の区別にこだわるネルセシャンツにとって、パシュカーニスの法理論は、革命前の法学者キスチャコーフスキーがすでに論じていたようなインテリゲンツィヤの法ニヒリズム⁽⁸⁷⁾に類するのであろう。

現代ロシアは、少なくとも公式的には「法治国家」と「立憲主義」を目指しているものであり、そのような文脈の中で「法ニヒリズムの克服」（とりわけ役人が法を遵守しないとか、裁判所の判決が執行されないというような意味での法ニヒリズム）が繰り返し叫ばれてきた。そうであるにしても、ソ連時代にも活躍していた法学者は、体制転換の過程の中でパシュカーニスの理論を——かつての「マルクス・レーニン主義」をあえて「ボリシェヴィズム」と言い換えつつ——急いで清算しようとしたようである。ソ連では1930年代後半にパシュカーニスが「人民の敵」として清算され、現代ロシアでは反法学的世界観の急

(86) a . . . 654. なお、このようなネルセシャンツの立場に注目した議論としては、大江泰一郎『ロシア・社会主義・法文化』（日本評論社、1992年）の第1章および第2章がある。

(87) これについては本稿（一）で触れた通り（『神戸法学雑誌』62巻1－2号、129頁）、キスチャコーフスキーは「わが国のインテリゲンツィヤが法を無視していると言って非難するにはあたらない。彼らはより高い絶対的理想を志向したのであり、その途上においてこの副次的価値を無視しえたのであろうから」と述べていた。 . . . ков к . за права, орн к а о р ко н н . о ква, 1990. . 101. キスチャコーフスキー「法の擁護のために」、ブルガーコフ・ベルジャーエフ・ストルーヴェほか著（長縄光男、御子柴道夫監訳）『道標』ロシア革命批判論文集一』（現代企画室、1991年）143頁。

先鋒として清算され、二重に清算されたのであれば、皮肉なことである。⁽⁸⁸⁾

終章 まとめにかえて

(一) パシュカーニス批判の諸特徴

パシュカーニスの『一般理論』に対する批判は、大別すると、パシュカーニス自身が依拠するマルクスのテキストに内在的な批判と、マルクス主義とは異なった視点からの外在的な批判とに分けられる。

そもそもソ連ではパシュカーニス法理論が1930年代後半に「清算」されてしまったという特殊事情を除くと、まず日本では第二次大戦前から戦後にかけて、内在的な批判が際立ってきたと思われる。それは、かつての日本の社会科学におけるマルクス主義の影響力を念頭に置けば別に不思議なことではない。その際のパシュカーニス批判の共通点とは、まず彼がいわゆる単純な商品経済から近代ブルジョア法形態を導き出しており、マルクスが『資本論』で問題にしているような、剰余価値の創出を目的とする資本主義的な生産関係や労働力商品化の問題を十分に考慮していないのではないかという点である。既述の通り、すでに加古祐二郎が、パシュカーニスの商品交換理論から、古代社会、中世の封建社会でも、限定された領域内で単純な商品流通過程は存在し、それに照応した近代的な法的形態がその当時から存立し得るかのような推論を原理的には可能にする旨を指摘していた。

(88) ただし、2007年にエゴール・エフィーモヴィッチ・プロトポポフという研究者によって『パシュカーニスの政治的・法的見地』という博士論文が提出された。未公刊のため内容は確認していないが、インターネット上では目次や要旨が公開されている。Егор Ефимович Протопопов, Политико-правовые взгляды Е. Б. Пашуканиса, Москва, 2007. 141 с. <http://www.disserr.com/contents/217484.html> (2012年10月現在)

(89) ソ連におけるパシュカーニスの「清算」事情については、藤田勇『ソビエト法理論史研究』（岩波書店、1968年）第4章および終章を参照。

パシュカーニスが資本制の生産様式を十分に考慮していないという批判は、その後も加藤新平や川島武宣などが繰り返していた（エンゲルスの影響もあったか、『資本論』を単純商品生産社会→資本主義的な商品生産社会という流れで理解する見地が日本でも多数を占めていたと思われる⁽⁹⁰⁾）。

パシュカーニス自身も、古代ローマに法体系の発展局面を認めていたように、彼の法形態論における力点は資本主義的生産関係そのものよりも商品交換一般にあるかのような印象すら受ける。ただし彼は、労働力商品化の問題や剰余価値実現の問題に触れていないわけではなく、賃労働者が自分の労働力の自由な売り手として市場に現れる局面を論じている⁽⁹¹⁾。また近代的な所有権の性格付けについては、資本主義的所有に先立つモノの支配、自己の労働に基づく所有といった抽象モデルを物神化しているのではなく、労働力の売買や資本の移転の自由という側面から所有権の本質をとらえている（カール・レンナーなどの所有権の「機能変遷」という見地はとらなかった）。

パシュカーニスが強調したのは、法的次元では、資本制社会があたかも自由で平等な人格的主体、独立の生産者達の相互関係のように抽象化されるということに他ならない。確かにパシュカーニスは、商品交換を近代ブルジョア社会にのみ限定しているわけではないが、少なくとも彼がブルジョア法の発展を語る局面において念頭にあるのは、いわゆる単純な商品生産の社会どころか資本制社会である。

次に、パシュカーニス『一般理論』における国家権力やその強制力の不当な軽視という批判も日本（のみならず諸外国）の法学者によって繰り返し指摘されてきた。

(90) 以下のエンゲルスの指摘を参照。F. Engels, Vorwort, Karl Marx, Das Kapital, Dritter Band, Buch 3, Marx/Engels Werke, Band 25 (Dietz Verlag Berlin 1964), S. 20. エンゲルス「序文」、カール・マルクス著、フリードリヒ・エンゲルス編（岡崎次郎訳）『資本論』第三卷第一分冊（大月書店、1968年）19-20頁。エンゲルスは、そこでマルクスの『資本論』第一部が単純な商品生産から出発して、資本主義的に変化した商品に到達したという見地を示している。

(91) Пашуканис (1927). С. 63. 稲子訳114頁。

しかし、パシュカーニスの法形態論の意義は、法の根拠をすぐさま国家権力や公権力の強制的役割に直結させなかったところにあるといえる（国家権力の役割は法の原因ではなくむしろその結果に位置している）。そのうえで、法における国家の強制的役割やサンクションの局面については、日本では藤田勇によって、パシュカーニス法理論の影響を受けた「法の形態規定」論をふまえた上で、商品形態に制約された国家権力の立法作用や強制力による資本主義的關係の再生産構造に重きを置く「法の本質規定」論や、「カテゴリー系列」論を通じた法体系の論理的展開、そこでの市民社会と政治的国家との統合的把握の議論にみられた。

諸外国では、ベルナルド・エーデルマンやポール・ハーストのように現代のマルクス主義（とりわけアルチュセール）の影響を受けた法学者が、パシュカーニスの議論をふまえたうえで、さらに立法過程や法実践の役割に注目しつつ、国家の役割を論じていた。ハーストは幾度となくパシュカーニスに言及しつつ、パシュカーニスとは反対に公法をむしろ重視していたことには、注目すべきであろう。ハーストの議論を敷衍するというならば、パシュカーニスの「私法中心主義」は、結果的には公権力に対する無防備さに帰結したともいえる。強いて言えば、パシュカーニスの理論からは、スターリン主義の権力に対する有効な歯止めについての理論的根拠を見出すことは難しい⁽⁹²⁾。

ハーストのようなパシュカーニス批判は、内在的批判と外在的批判との間の、いわば中間地点に位置しているといえる。彼のパシュカーニス批判は、マルクスのテキストに原理的に依拠したゆえのものではなく、ハースト自身の民主主義論や社会主義論の橋渡しの予備作業でもあった。であるがゆえに、ある意味

(92) 1930年代のパシュカーニスの二重性をあえていうならば、彼は不本意ながら自己批判を強いられていくと同時に、「人民の敵」として逮捕される直前まで、司法人民委員部副長官などの要職を占め、1936年憲法（スターリン憲法）のコメントを書いている副長官など、「スターリン主義者」として機能していた。そういう意味でパシュカーニスはスターリン主義の犠牲者であると同時にそのイデオロギーの一翼を担っていた。

でパシュカーニスに対する生産的な批判たり得てもいる。

外在的批判について、理論的次元では、その代表的なものはケルゼンのような純粋法学の立場からのパシュカーニス批判にみられたが、両者の法学方法論の違いが際立っており、双方の「イデオロギー批判」の意味するところが異なっていた。そもそもケルゼンにとっての法とは規範体系であり、パシュカーニスにとってのそれは、規範体系に論理的に先立つ（法という形態をとる）社会的実在関係の反映であった。

一部の批判法学（CLS）の潮流においては、パシュカーニス法理論の独自性や意義を確認しつつも、被抑圧集団にとっての法や権利の積極的役割の見直しという方向性がみられる。それは、内在的批判から外在的批判への退出という形をとることになる。むしろ、そうした「退出」が悪いわけではないし、逆に内在的な批判が、ともするとマルクス訓誥学にもなりかねない意味で不毛さを免れない保障はない。しかし、過度に外在的批判を繰り返したところで、パシュカーニス法理論の独自性を見定める意味では、反対の意味で不毛である。現代の諸々の社会実践における法と権利の言説の重要性は強調してもし過ぎることではないが、そのこととパシュカーニスによる近代ブルジョア法形態の特殊性の認識とは、分けて考える必要があるだろう。

以下ではパシュカーニスの理論的位置づけを、私見を含めて再確認しておきたい。

（二） マルクスとパシュカーニス

パシュカーニスの法の一般理論とは、一定の社会関係がしかるべくカテゴリー区分を伴いつつ（権利と規範、公法と私法など）、いかにして法という形態として立ち現れるのかということについての試論であった。この問題を、個々の法的ドグマはもちろんのこと、客観的、記述的にみえる伝統的な法理論によっても説明することは容易ではなく、結局、パシュカーニスはマルクスの社会分析に求めたのであった。

マルクスは方法論に関する何か体系的な書物を残しているわけでもなく、仮

に方法論といっても、それは時期的にも異なるであろうし、後世、「マルクス主義」とされるものの多くが実際にはエンゲルスのものであることも多い。

『一般理論』においては、まず「人間の解剖は猿の解剖にたいするひとつの鍵である」で知られるマルクス「経済学批判序説」における方法論的諸問題が基礎となっている。⁽⁹⁴⁾『資本論』の草稿段階としての『経済学批判要綱』（グルントリッセ）、わけでも「経済学批判序説」では、発展したブルジョア社会（市民社会）の諸関係を表現する様々なカテゴリー（範疇）が歴史的な産物とされている。例えば人類は外界への働きかけという意味で、有史以来、何らかの形で「労働」を営んできたにせよ——「労働」というプリズムを通して様々な生産活動を理解することは可能であるにしても——価値を創造する抽象的な「労働」とは近代の商品交換社会において成立するカテゴリーに他ならない、といった具合である。⁽⁹⁵⁾そして、商品経済の諸カテゴリーは、古代やその他の時代の「経済」の理解のための鍵を提供するが、だからといって、それは全ての時代の社会的諸形態にブルジョアの形態を読み込むことを意味するのではない。⁽⁹⁶⁾例えば「地代」という形態を知れば、「貢納」や「十分の一税」といった歴史的に先行する諸形態をも理解することができるにしても、それらの間にはむしろ本質的な差異があることを認識可能ならしめる（マルクスは、地代は「資本」抜きには理解できないという⁽⁹⁷⁾）。

(93) 後のハーストの民主主義論は、「アソシエーション民主主義」という構想をとる。Paul Hirst, *Associative Democracy: New Forms of Economic and Social Governance* (The University of Massachusetts Press, 1994)。

(94) MEGA, Berlin 1976, II - 1. 1, S. 21 - 45. 『マルクス資本論草稿集一』（大月書店、1981年）25 - 66頁。

(95) Ebd., S. 38 - 41. 同上、55 - 57頁。

(96) 宇野弘蔵が指摘するところによると、アダム・スミスにとって「すでに最初から自然にたいして働きかけて生産物を獲得する人間の行為自身が、商品経済的に理解されていた」のであり、「自然にたいして働きかける人間が労働を自然に支払って生産物をその代価として受けとるというのは、商品経済を永久不変とするものである。」宇野弘蔵『価値論』（こぶし書房、1996年）、106 - 107頁。

こうした諸問題から着想を得て、パシュカーニスは、身分的、経済外的強制から解き放たれた自由な市場交換の発達と他方の「公権力」の伸長、市民社会と政治的国家との分割に併行して、法は、主観的な法と客観的な法、私法と公法といった区分を伴いつつ、倫理や宗教からも分化して、私的利害の対立のうえに築かれた歴史的カテゴリーとしてしだいに明確さを現わしたというのである⁽⁹⁸⁾。

むしろ、そうした「法＝ブルジョア法」的な見地は、発展したブルジョア法の諸カテゴリーの特徴をあらかじめ見越したうえで、それに先行する時代の諸法は真の意味での法ではないと言っているに等しく、論点先取的という批判も出てこよう。そしてパシュカーニスの法理論が法制史的な研究や、西欧近代法に典型を見出さないような種々の法の観察——そこでは「法」というものは、商品交換に対応しているよりも、共同体内の戒律や掟、種々の身分関係の規律、宗教的な教義など、何らかの規範的・秩序維持的なものからなる集合体、「家族的類似」となる⁽⁹⁹⁾——とは異なってくることは、容易に看破できる⁽¹⁰⁰⁾。それはちょうど、貨幣の出現を論じたマルクスの価値形態論（後述）が、考古学や歴史学における貨幣の発生論や変遷論とは異なることと似ている。歴史的には貨幣が資本制経済とは異質な根拠によって発生したとしても、現代の「貨幣」は資本制の論理に吸収されているように⁽¹⁰¹⁾。商品だとか貨幣といった形態は、歴史的には資本制社会特有のものではないにしても、マルクスの「商品」、「貨幣」は資本制社会の構成要素であり、パシュカーニスのいう「法」もまた同様である。

(97) MEGA. II - 1. 1, S. 40-42.『マルクス資本論草稿集一』58-60頁。なおパシュカーニス自身は、こうした「経済学批判序説」の諸問題に触れる中で「より発展した構造を分析することによって、先行する構造の意味を明かにすることができる」という態度表明をしている。Пашуканис (1927). С. 29. 稲子訳70頁。

(98) Пашуканис (1927). С. 19-20. 稲子訳56-57頁。

(99) 先に触れたように、パシュカーニスの批判者であったポール・ハーストは、法を形態面でも内容面でも多様で、かつ必ずしも首尾一貫していない複合体としてとらえていた。

肝心の『資本論』については、パシュカーニスが主としてその第1巻第1編「商品と貨幣」第2章「交換過程」⁽¹⁰²⁾に依拠しているのは明らかであり、また商品の物神性と法の物神性との並行関係については、『資本論』第1章第4節「商品のフェティッシュ（物神的、呪物的）な性格とその秘密」に集約的に現われてくる物象化論と強い関係が認められる。物象化論との関連については、第1章の加古

-
- (100) 前掲、瀧島正好「パシュカーニスによる法死滅論の基礎づけ—その批判」によれば「マヌの法典にしろヘブライ法にしろ、近代法の特質と対比するならば、宗教的、倫理的色彩が濃厚であるが、むしろそのような特質の裡に古代法の古代法たる形態の独自性があると見るべきであって、それを純度の高い近代法と比較して、法的契機が未発達であると言ってみても、古代法の特質を捉えるには法的に充分とは言えない。それは丁度、古代や中世における商品経済の未発達を指摘してみても、古代ないし中世経済の形態の独自性を捉えきれないのと同じである。共同体の成員間の相互発達を指摘してみても、古代ないし中世経済の形態の独自性を捉えきれないのと同じである。共同体の成員間の相互作用の中から生まれる宗教とか倫理とか慣習とかの精神的交通形態から法的な交通形態が独自の色彩を具えたものとして分化、自立してくる過程で、商品経済の浸透がどれ程有力な要因たりえたか、さらには共同体が共同体として存続してゆくために成員の間にとり結ばれる社会関係が法的フォルムを身につけるということは、はたして階級関係の維持ということと発生的にお互いに条件づけ合うものとして歴史的に相即するものなのかは、もっと実証的に検討される必要がある。」(142頁)
- (101) デヴィッド・ハーヴェイによると、「おそらく今では、考古学と歴史学の諸記録をあたるなら、その多くは、貨幣形態がマルクスの言うような仕方ではけっして生じなかったことを示唆していることだろう。私もこうした議論を受け入れる気になっているが、しかしその上で次のように言っておきたい。これは資本主義的生産様式を理解するというマルクスの関心に立ち戻っているのだ、と。資本主義のもとでは、貨幣形態はマルクスが叙述している論理的位置づけに沿って、つまり拡大する交換関係の一システムの必要を貨幣形態が反映するように規律づけられ生じてくるにちがいないのである。」David Harvey, *A Companion to Marx's Capital* (Verso, 2010), p. 32. デヴィッド・ハーヴェイ（森田成也・中村好孝訳）『〈資本論〉入門』（作品社、2011年）62頁。
- (102) Marx/Engels Gesamtausgabe (MEGA), Berlin 1991, II - 10, S. 82 - 90カール・マルクス（岡崎次郎訳）『資本論』第一巻（大月書店、1968年）113 - 124頁。

祐二郎のパシュカーニス論のところで触れた通りである。

とはいえ、日本および諸外国の論者によって、パシュカーニスは『資本論』の方法を十分に活かしていないという指摘がしばしばなされてきた。ただしその理由は、パシュカーニスが単純商品生産社会のモデルに依拠しているからとか、産業資本の下での生産過程を軽視しているからということではなく、強いていえば、彼が商品交換過程から法の形態を演繹しておきながら、『資本論』第1章で導入された価値形態論に明確に踏み込んでいないからではないだろうか。⁽¹⁰⁴⁾

ある商品が他の商品によって自らの価値を表示する場合——X量の商品A=Y量の商品Bという具合に——Aは相対的価値形態、Bは等価形態と呼ばれる。マルクスはこのように単純な物々交換の仮想例から始め、万物の万物による交換を経て、あらゆる商品がそれぞれの価値をあるひとつの排他的な商品=等価物によって表示するようになった場合、その等価物は一般的等価形態となり、貨幣形態となる論証を試みている（歴史的実証ではなく論証である）。古典派経済学が、労働価値説に依拠しつつ、貨幣を価値表示の尺度とみなしたこと——アダム・スミスによれば労働こそが「真実価格」で貨幣は二次的な「名目価格」に過ぎない——に対して、マルクスは相対的価値形態と等価形態との非対称的關係に注目し、商品是一般的等価形態としての貨幣形態を通じてしか、価値およびその表現形式としての交換価値を顕現し得ないことを論じていた。

価値形態論の中でマルクスは興味深い指摘をしている。それは、アリストテレスが価値形態論の入り口にさしかかりながら、その一層の分析を放棄してしまったのはなぜかということに対するマルクス自身の見解である。アリストテレスは、「五台の寝台=一軒の家」、「五台の寝台=しかるべく額の貨幣」とい

(103) Ebd., S. 70–82. 同上、96–112頁（なお岡崎訳ではフェティッシュは呪物的と訳されている）。なお「物象化」を主題にしたルカーチとパシュカーニスとの同時代的な問題意識については、拙稿「ルカーチとパシュカーニス：物象化世界における哲学と法学」、『早稲田法学』87巻2号、301–323頁を参照願いたい。

(104) 価値形態論の視点から法学原理論を試みた業績としては、青木孝平『資本論と法原理』（論創社、1984年）第一章「価値形態論と法の物神化」。

う関係について、「交換は同等性なしにはありえないが、同等性はまた通約可能性なしにはありえない」としながらも、「異なる種類の諸物が通約可能」ということは「ほんとうは不可能」とみなす。すなわち、同等なものとはなにか、寝台の価値表現において家屋が寝台のために表している共通の実体とは何か、そのようなものは「ほんとうは存在しえない」と結論付ける。⁽¹⁰⁵⁾マルクスは、この共通の実体を、商品交換において事後的に見出される「抽象的な人間労働」と呼んだが、アリストテレスの生きていた社会は、そのような概念がそもそも成立しない社会であった。マルクスは次のように言う。

しかし、商品価値の形態では、すべての労働が同等な人間労働として、したがって同等と認められるものとして表現されているということを、アリストテレスは価値形態そのものから読みとることはできなかったのであって、それは、ギリシャの社会が奴隷労働を基礎とし、したがって人間やその労働力の不平等を自然の基礎としていたからである。価値表現の秘密、すなわち人間労働一般であるがゆえの、またそのかぎりでの、すべての労働の同等性および同等な妥当性は、人間の同等性の概念がすでに民衆の先入見としての強固さをもつようになったときに、はじめてその謎を解かれることができるのである。しかし、そのようなことは、商品形態が労働生産物の一般的な形態であり、したがってまた商品所有者としての人間の相互関係が支配的な社会関係であるような社会において、はじめて可能なのである。アリストテレスの天才は、まさに、彼が諸商品の価値表現のうちに一つの同等性関係を発見していることのうちに、光り輝いている。ただ彼の生きていた社会の歴史的な限界が、ではこの同等性関係は「ほんとうに」どこにあるのか、を彼がみつけだすことを妨げているだけである。⁽¹⁰⁶⁾

(105) MEGA. Berlin 1991, II - 10, S. 60. カール・マルクス（岡崎次郎訳）『資本論』第一巻（大月書店、1968年）80-81頁。

(106) Ebd., S. 60. 同上81頁。

価値形態論に依拠する場合、権利の主体一般や権利の平等（法の下での平等）が支配的となるのは、「商品形態が労働生産物の一般的な形態であり、したがってまた商品所有者としての人間の相互関係が支配的な社会関係であるような社会」である。これは一般的に近代社会と呼ばれているが、あらゆる商品は、「労働力」を含めて相対的価値形態の下に置かれる。その担い手——マルクスのいう「経済的範疇の人格化」あるいは「物の人格化」——が権利の主体であり、相互に価値関係に入る主体として「平等」である他ない。権利義務関係は、債権債務関係のように相互に通約可能でなくてはならず、それは一般的等価値形態としての貨幣形態の下で支配的となる関係である（貨幣形態を媒介としない共同体では贈与の互酬性のような関係はあっても、権利義務関係は生じ難い⁽¹⁰⁷⁾）。商品経済の下では仮に義務（債務）の履行が貨幣形態をとらない場合であっても、暗黙に貨幣形態を媒介とした価値関係が念頭に置かれている。

商品所有者としての人格関係が自由・平等という形をとるのは当然としても、相対的価値形態と一般的等価値形態＝貨幣形態との非対称の関係ゆえに、また貨幣形態はその特有性から資本という形態に転化していくがゆえに、「自由・平等」な人格関係からなる社会は同時に階級支配の構造をとる（これが現代では一般にリベラル・デモクラシーと呼ばれる社会である⁽¹⁰⁸⁾）。相対的価値形態の下に置かれる労働力商品およびその担い手は、資本を通じた価値増殖過程に組み込まれる。これは個々人の主観を超えた問題であり、ましてや支配階級の陰謀やイデオロギー操作といった問題でもない。あるいは「階級支配」という言い方にまつわる誤解や陰謀的なニュアンスを幾分払拭するのであれば、「資本

(107) 例えば家族や共同体内部での人々の関係は権利義務関係という形をとらない。権利義務関係の形をとるとするならば、それは商品交換関係を家族や共同体内部に人為的に適用させることによってである。共同体的な社会での「裁判沙汰」が忌避されたことについて、「前近代的法意識」といった切り口からの説明の仕方もあろうが、そもそも商品交換関係をとらない共同体内部では、権利義務関係は異質であろう。

(108) このことは、現代国家において社会民主主義的な再分配や実質的平等政策によって階級関係が緩和されたり不分明になったりしても、不変である。

の支配」と言い換えたほうがよいかもしれない。⁽¹⁰⁹⁾資本という経済的範疇は、その人格的担い手を必要とし、その人格的担い手の集合がマルクスの資本家階級であるが、現代ではむしろ、ひとくちに資本家といっても、それは機能資本家（経営者）であったり、貨幣資本家（株主）であったり、さらには法人それ自体であったり、他方、賃労働者が当然のようにプロレタリアートということではない（賃労働者が「株主」である場合もある）。しかし、そのような階級的な布置関係が個々の社会や時代によってどのように異なっていくとも、価値形態および資本の支配自体がなくなってしまうどころか、むしろ現代のほうが資本の力は強力であり、それを媒介するのが、法という形態である。⁽¹¹⁰⁾

また国家権力の位置づけについて、パシュカーニスは、市場における交換保障人としての公権力（法学的国家観）と、むき出しの合目的性が支配する階級支配の実力装置（国家理性）という二元的な捉え方をしている、両者の関係が不明であるといった批判をも受けていた。⁽¹¹¹⁾この問題については、価値形態論と社会契約論との類似性が手がかりとなり得る。すなわち価値形態論は、さながら「商品の社会契約」論であり、単純な価値形態に始まり、拡大された価値形態というなおも不安定で混沌とした関係を経て、やがてあらゆる商品が自らの価値を示す際の一般的な等価形態という超越的な第三項が出現する様は、自然状態から始まって王や主権者、コモンウェルスが出現することとの、単なる類推以上の関係が認められる。⁽¹¹²⁾（モノは一般的等価形態を通じて商品価値となり、ヒトはコモンウェルスを通じて臣民・市民になる）。実際、近代の社会契約論の背景には、商業の発達と資本制とがあり、そのことは「所有権」の保障がコ

(109) マルクスの『資本論』の趣旨は、まさにそうしたもののだろう。『資本論』の主人公は資本家階級でもなくプロレタリアートでもなく、まさに「資本」という様式である。

(110) このことは、例えば現在のグローバル資本主義において超大国が資本の輸出を積極的に展開する際に、法の支配や人権といった一連の法整備支援を伴うことからしても、経験的に明らかである。

(111) 例えば本稿（一）で触れた藤田勇による指摘（『神戸法学雑誌』62巻1・2号、2012年、118頁）。

モンウェルスの中核となることから明らかである。「商品の社会契約」が貨幣形態を生み出すのであれば、商品交換の担い手の社会契約は国家形態（市民社会と分離された政治的国家）を生み出す。

この場合、むき出しの合目的性が支配する（法的説明を要しないような）階級支配の実力装置としての国家なるものが、市場の交換の保証人としての公権力と切り離されて事実として存在するというよりは（単に実体とイデオロギーとの違いというよりは）、社会契約を通して法的に説明され得る国家形態が、資本制の生産様式に適合的な形態として出現するというべきであろう。パシュカーニス自身、ひとくちに「階級支配」といっても、なぜそれは、ある集団から別の集団への直接的な支配従属関係ではなく国家的な支配という形態をとるのか、なぜ国家的な強制機構は支配階級の私的な機構としてはつくられずに公権力という形態をとるのだろうかという問いを発している⁽¹¹³⁾。これは家産制的な国家ではなく近代ブルジョア国家の特質に関する問いかけであるが、パシュカーニスも承知しているように、歴史的に、法を強制したり裁判権を行使したりする力は必ずしも国家（公権力）である必要はなかった。その点、ブルジョア国家とは、商品交換法を強制し得る機構であり、単に支配階級があたかも手段として国家権力を自ら都合のよいように利用するという「道具主義」（instrumentalism）とは異なっており、ブルジョア的な国家形態は「法治国家」として、再分配機能を兼ね備えた官僚機構を伴いつつ資本主義的再生産に積極的に参与する自立的な主体である。

(112) 「商品の社会契約」の着想については、ホブズの『リヴァイアサン』の問題とあわせて、柄谷行人『世界史の構造』（岩波書店、2010年）126－135頁に由来している。

(113) Пашуканис (1927). С. 87－88. 稲子訳146－147頁。

(三) パシュカーニスと自由主義

パシュカーニスは、ソビエトの法学者の中では例外的に、マルクス主義に批判的な欧米諸国の法学者達の一定の関心をもひいたことでも知られる。既述の通りケルゼンやフラーがそうであった。他にも、ハイエクは、社会主義批判の意味合いをもった自著『自由の条件』において、「(パシュカーニス)の業績は、ある期間ロシアの内外において、多くの注目を集めたが、のちに汚名を受けて、姿を消してしまった」と述べていたが、同時にハイエクは、古典的「法実証主義」や「自然法」のいずれをも批判した法思想家としても知られている。そこからハイエクがデヴィッド・ヒュームやアダム・ファーマソンに依拠して「人間行為の結果であるが人間設計の結果ではない」自生的秩序の法のモデルとして呈示し、特殊な意図に資する設計主義的な合理主義と区別した⁽¹¹⁴⁾。

結論からいえば、パシュカーニスのいうブルジョア法の生成とは、強いていえばこの自生的秩序観に近い。パシュカーニスは、「イデオロギー的形態の意識的利用」と「人々の意思によらないでおこるイデオロギーの発生」とを区別する必要性を述べていた⁽¹¹⁶⁾。後者の「人々の意思によらないでおこるイデオロギー」とは「人間行為の結果であるが人間設計の結果ではない」カテゴリーに対応しており、現にパシュカーニスは法的関係を主体の知的活動の結果としてではなく、社会発展の産物として現れるものとしている⁽¹¹⁷⁾。

ハイエクは、法を、自生的な成長の所産としての「ノモス・自由の法」と、特殊化された意図の下での「テシス・立法の法」とに分ける⁽¹¹⁸⁾。他方、パシュカー

(114) F. A. Hayek, *The Constitution of Liberty* (Routledge & Kegan Paul, 1960), p. 240. 気賀健三・古賀勝次郎訳『ハイエク全集第六巻：自由の条件Ⅱ』（春秋社、1987年）150頁。

(115) F. A. Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 1: Rules and Order (Routledge & Kegan Paul, 1973), p. 20. 矢島鈞次・水吉俊彦訳『ハイエク全集第八巻：法と立法と自由Ⅰルールと秩序』（春秋社、1987年）30頁。

(116) Пашуканис (1927). С. 87–88. 稲子訳147頁。

(117) Там же. С. 29. 同上69頁。

(118) Hayek, *Law, Legislation and Liberty*, Vol. 1, pp. 94–144. 矢島・水吉訳123–183頁。

ニスとは、諸個人の自治的意思と利害対立に端を発するブルジョア法の形態と、組織や社会が一定の目的を達するための技術的・合目的な規制とを分ける。ハイエクとパシュカーニスの区分が完全に一致しているわけではないが、そもそもそうした見地をとるに至った背景としては、ハイエクの場合、法と「自由主義」との密接な関連、パシュカーニスの場合、法と「資本主義」との内的関連を嗅ぎ取ったからであろう。資本制社会はそもそも合理的に設計した結果として現れた「主義」のようなものではなく、パシュカーニスのように法を規範体系に先立つ実在的な社会関係としてとらえる場合、なおかつ商品交換の発展の産物としてとらえる場合、それを自生的に生成するものとみなさざるを得ないだろう。

むろん、パシュカーニスは、その政治的志向性において、いかなる意味でも自由主義的ではなく、イデオロギー的に中立な立場から法について論じているわけではない（それはハイエクも同様である）。それどころかパシュカーニスは、法＝ブルジョア法を賞味期限付きの歴史的形態とみなす。つまり、ハイエクが批判する「設計主義的合理主義（constructivist rationalism）⁽¹¹⁹⁾」に、パシュカーニスは「法の死滅」を肯定的に見出すのである。こうした局面では、むしろパシュカーニスとハイエクとの立場は相いれない。

	ハイエク	パシュカーニス
自由主義	自生的秩序、自由の法	ブルジョア法
後期資本主義(福祉国家)	立法の法、社会的立法	技術的・合目的な規制
社会主義	法の衰退	ブルジョア法の死滅過程

なお、パシュカーニスは法における権利優位の立場をとる。私的自治に関する何らの暗示をも含まないような法は法ではなく、法を客観的な規範に還元する考え方に異議を唱える。ここでも、一瞬ではあるが権利基底的な法理論と交

(119) *Ibid.*, pp. 5 - 7, 31 - 34. 同上12 - 14頁、44 - 47頁。

差する。ただし、パシュカーニスのいう権利の担い手とは、商品交換が全面化していく過程で、取得と譲渡を通じて商品を処分する所有権の主体として抽象化され、身分的・経済外的強制から解放された主体である。これはまさに、リベラリズムへの批判者がかつて言っていた「負荷なき自己」であり、パシュカーニスのようなマルクス主義者は、そのことをさらにラディカル化してとらえており、権利主体を、商品交換社会の端末、(マルクスの用語でいうと)「物象の人格化」としてとらえていることになる。そこには、権利優位の立場といっても——ロナルド・ドゥオーキンのような——リベラリズムの哲学のような含意ではなく、むしろ人間は商品交換社会における価値法則に従属しており、そうした価値関係の担い手として、価値関係の実現のために、あたかも自由な人格であるかのような権利の主体が、法的関係の局面で現れるに過ぎないという含意がある。現にパシュカーニスは、「経済的な主体は価値法則のかたちで自分の背後に形成される経済関係に奴隷のように従属するが、あたかもその代償のように、法的主体として、めずらしい贈物、すなわち法的に推定された意思を受け取る。それはその主体を自分と同じ他の商品所有者の中において抽象的に自由、平等なものとする意思である⁽¹²⁰⁾」と述べる。

このように、近代ブルジョア法の形態における権利優位の発想をとるパシュカーニスは、同時に近代的な個人主義に対する批判者でもあり、そのことを法の一般理論という次元で展開するのである。

(四) 人類学と等価概念

パシュカーニスの商品交換理論は、古代法あるいは非近代・非西欧の法の特徴に目を向けるような人類学的な法の観察とはそもそも問題意識が異なるにしても、両者は全くかみ合わないわけではなく、彼はブルジョア法をむしろ人類学的に眺めているといってもよい。つまり、ブルジョア法を単に外在的に批判しているのではなくて、また階級支配の道具に還元しているのでもなく、むしろ

(120) Пашуканис (1927). С. 66. 稲子訳118-119頁。

ろ内在的にその論理の歴史的特異性を探っており、それゆえパシュカーニスの法理論はブルジョア法のイデオロギーを引き継いでいるとケルゼンから揶揄されたのであった。

ところで晩年のマルクスに影響を与えた著書として、メイン『古代法』やバツハオーフェン『母権制』、モルガン『古代社会』などの人類学的業績が知られている。マルクス自身が『古代社会ノート』を残し、さらにモルガンはエンゲルス『家族・私有財産・国家の起源』に影響を与えたことで知られる。モーリス・ブロックによれば、資本制のシステムが特異な歴史的所産であることを明証するために、マルクスとエンゲルスは歴史学と人類学に助けを求めたのだという⁽¹²¹⁾。

パシュカーニスの『一般理論』においては、しばしば古代社会への言及があり、メイン『古代法』からの引用もある⁽¹²²⁾。それらは、近代ブルジョア法がきわめて特異な歴史的所産である傍証として出されたものであろうが、他方でパシュカーニスは第一章でも触れた「等価」（эквивалента, equivalence）という人類学的な問題を出している。

その際、商品交換と等価原則とを互換的に用いているかのようなパシュカーニスの議論を相対化する意味でヒントとなるのは、さしあたりカール・ポランニーが論じている「アルカイックな社会における等価」（equivalencies in Archaic Societies）となろう。ポランニーは、等価性の概念を市場交換に限定することはない。例えば贈物の互酬的やりとりや、君主からの承認と臣下の封建的義務との関係などは、慣習的なやり方によって決まり、また古代帝国における租税システムや配給などの再分配においては、現物的取引における各種品目の等価的置換えが行政的に決定されていた⁽¹²³⁾。他方、交換が頻繁になって、貨幣を媒介とする間接的な交換が行き渡ると、等価は「価格」の役割を果たすことになる⁽¹²⁴⁾。

ポランニーにおいては、等価の原則は、市場における商品交換にむしろ先行

(121) モーリス・ブロック（山内昶・山内彰訳）『マルクス主義と人類学』（法政大学出版局、1996年）17頁。

(122) а ни (1927). . 110–111. 稲子訳176–177頁。

している。このような「経済人類学」的考察の背景には、いく人かの人類学者の業績がある。例えばブロンスラウ・マリノウスキー（マリノフスキー）の『未開社会における犯罪と慣習』（初版、1926年）がその代表的なものである。マリノウスキーは、「未開社会」に対する旧来の先入見、すなわち未開社会には法が欠如しているとか、法といってもせいぜいタブーや呪術的制裁のようなものが主たる要素であろうといった考えに反駁し、そこに精緻な法的体系が存在していたことを民族誌学的視点からとらえようとしていた（マリノウスキーは第一次大戦中にニューギニアで調査を行っていた）。マリノウスキーによれば、そうした「原始法」の原動力となっているのは互酬性（reciprocity、互惠性や相互性とも訳し得る）⁽¹²⁵⁾である。それは、他ならぬ等価の原則であり、しかも非市場社会における等価の原則である。

またマリノウスキーの『未開社会における犯罪と慣習』と同時期に『贈与論』を公刊したマルセル・モースも、マリノウスキーに触発されつつ、贈与交換という等価の原則を、貨幣が循環する市場における売買や価格の観念には達していなかった社会の原則として見出している。⁽¹²⁶⁾

このような人類学の成果をふまえつつ、ポランニーは次のようにいう。

-
- (123) Karl Polanyi (Edited by Harry W. Pearson) *The Livelihood of Man* (Academic Press, 1977), pp. 64–66. カール・ポランニー（玉野井芳郎・栗本慎一郎訳）『人間の経済Ⅰ—市場経済の虚構性—』（岩波書店、1998年）1321–137頁。
 - (124) *Ibid.*, pp. 67–68. 同上137頁。
 - (125) Bronislaw Malinowski, *Crime and Custom in Savage Society* (Routledge & Kegan Paul, 1949), pp. 9–68. マリノウスキー（青山道夫訳・江守五夫解説）『新版：未開社会における犯罪と慣習』（新泉社、2002年）21–62頁。奇しくも、この著作が出たのはパシュカーニスの『一般理論』と同時代であるが、マリノウスキーポーランド生まれとはいえロンドンで研究生生活の足場としており、両者の間には交流はなかったであろう。
 - (126) Marcel Mauss, *Essais sur le don: Forme et raison de l'échange dans les sociétés archaïques*, *Sociologie et anthropologie* (Paris, 1960), p. 227. マルセル・モース（吉田禎吾・江川純一訳）『贈与論』（筑摩書店、2009年）115頁。

市場制度は交換制度ではあるけれど、市場と交換とは同一延長線上にあるものではない。設定レートでの交換は統合の互酬的形態と再分配的形態のもとで起こるが、取引レートによる交換は、すでに述べたように、価格決定市場に限られる。⁽¹²⁷⁾

ここでいう「設定レート」も「取引レート」も等価の原則に含まれる。

パシュカーニスが法的形態の背後に等価の原則を見出そうとする際、古代社会の事例などにも言及がなされている。むしろ古代社会にも局地的には商品交換が行われ貨幣も発達していたが、パシュカーニスにおける等価の原則の事例では、発達した市場社会の商品交換と、非市場社会の互酬や再分配における等価の原則とが混在しており、そのことが様々な混乱や誤解を生みだしていることも否めない。そもそも市場社会の商品交換における価格形態は、各商品の価値を、価値を形成する労働の結果としてそのまま表示するのではない。⁽¹²⁸⁾

- (127) カール・ポランニー（玉野井芳郎・平野健一郎編訳）『経済の文明史』（筑摩書房、2003年）402頁。
- (128) 宇野弘蔵『価値論』（こぶし書房、1996年）117頁。またマルクス自身は、次のような指摘をしている。「商品の価値量は、社会的労働時間にたいする或る必然的な、その商品の形成過程に内在する関係を表しているのである。価値量が価格に転化されるとともに、この必然的な関係は、一商品とその外にある貨幣商品との交換割合として現れる。しかし、この割合では、商品の価値量が表現されうるとともに、また、与えられた事情のもとでその商品が手放される場合の価値量以上または価値量以下も表現されうる。だから、価格と価値量との量的な不一致の可能性、または価値量からの価格の偏差の可能性は、価格形態そのもののうちにあるのである。このことは、けっしてこの形態の欠陥ではなく、むしろ逆に、この形態を、一つの生産様式の、すなわちそこでは原則がただ無原則性の盲目的に作用する平均法則としてのみ貫かれるような生産様式の、適当な形態にするのである。」Marx/Engels Gesamtausgabe（MEGA）, II – 10, Berlin 1991, S. 96 – 97. マルクス（岡崎次郎訳）『資本論』第1巻第1分冊（大月書店、1968年）135 – 136頁。

結果的にパシュカーニスは、彼自身がいうところの法の形態を支える等価の原則を、市場における商品交換よりも、はるかに広範囲な事例から説き明かしていることになる。さらに、社会主義社会のように商品交換が存在しない社会においてもなお労働に応じた分配という「等価」の形態が残るといっても、それは私的労働を基礎にした商品交換における「取引レート」ではなく、「設定レート」にもとづいた交換であろう。

今一度パシュカーニスの言明を確認しておこう。

マルクスは、法的形態の基本的な存在条件を経済自身のなかに根ざしていることをのべている。それは等価交換の原則による労働条件の統一である。こうしてマルクスは法の形態と商品の形態とのあいだにきわめて内的なつながりのあることをあきらかにしている。生産力の状況からして、労働の支出と報酬とのあいだの等価交換を、商品価値の交換を遠い昔のことと思っておこさせるような形態で、やむなく残している社会は、法の形態も残さざるをえないであろう。われわれは、この基本的な契機から出発してはじめて、なぜ一連の他の社会関係が法的形態をとるかということを、理解できるのである。⁽¹²⁹⁾

マルクスが「法の形態と商品の形態とのあいだのきわめて内的なつながり」をみてとっていたことは確かにその通りであろうし、そのことについてのさらなる論証に乗り出したことはパシュカーニスの功績と言えるだろう。しかしパシュカーニスは、商品形態と並んで資本制社会の本質的構成要素としての法的形態を描き出しつつも、等価の原則を商品形態に結びつけ、等価形態の死滅を法の死滅の条件としたところは拙速であったともいえる。仮にいくら生産力が増進したとしても人的資源そのものは有限でもあり、等価形態は生産力の問題によって解消されるところか、非市場的領域においても作用し続けるであろう。

(129) Пашуканис (1927). С. 23–24. 稲子訳62頁。

（五） 結

パシュカーニスは『一般理論』において、法の機能や内容の歴史的変遷を解説したのではなく、様々な社会関係の規制が法という形態性を帯びるとはどういうことなのか、その歴史的条件をマルクスに依拠して明かにしようとした。その条件とは、「その不可避的な反映が法形態である独特な（*sui generis*）社会関係⁽¹³⁰⁾」としての商品交換者の関係であり、その下での私的利害対立である。この場合、法的形態とは、イデオロギーや規範の総体である前に、何よりも商品交換者の権利義務関係であり、資本制社会では無限の可能性を有しているが、移行期の社会ではやがて使い果たされるという位置付けがあった（経済における価値関係の除去、私法的契機⁽¹³¹⁾の除去と法的上部構造そのものの風化）。

このような法の商品交換理論は独創的でスケールが大きい反面、多くの批判にさらされてきた。しかも法範疇の死滅を見届けようとする法理論というのは——マルクスの種々の歴史的形態論からみると整合的ではあるが——奇妙な印象をも与えたことであろう。

パシュカーニスに対する批判の中には、誤解と思われるものも多く含まれ、それらについては本稿でも可能な限り触れた。そのうえで、パシュカーニス自身の議論においても、不十分な点が否めないところや、等価概念と商品交換との関係が必ずしも突き詰められていないことなどを検討した。さらにいえば、法的形態の源泉としての私的利害対立が、（パシュカーニスがいうように仮に商品交換、そして等価原理が意味を失ったとしても）いかに消失するのか、実はそれほど明らかではない。ソ連のような単一の経済指令・計画主体を想定する場合に、「法の死滅」は演繹可能であったかもしれないが、そうでないような社会像を想定する場合、商品交換や価値法則の消失をもって「法の死滅」を演繹することは必ずしもできない（そこでは依然として社会的・経済的主体どうしのコンフリクトが想定されるからだ）。

1920年代に書かれたパシュカーニスの『一般理論』は、多くの点で議論の余地を残したままのラフスケッチ的なものであったが、不幸なことに、パシュカーニス自身が1930年代に理論の改変をせまられたのみならず、やがて法学者とし

でも人間としても抹殺されてしまったため、当初の問題提起は十分に深められないまま、『一般理論』はソ連本国でひとたび封印され、かろうじて西側諸国において若干の法学者や社会理論家によって細々と伝説のように語り継がれていったに過ぎなかった。その際、パシュカーニスの問題提起に対する応答や内在的批判は十分に果たされたとは言えなかった。

いずれにしても近代法、ブルジョア法と呼ばれるものが、権利義務関係、公法や私法、客観法と主観法などの区分を伴いつつ、なぜそのようなものとしてあるのか、パシュカーニスは重要な手掛かりを与え、その種々の論点は、依然として論争を提起し続けているというべきであろう。もとより本稿が、パシュカーニスの種々の問題提起や論争に十分な応答や批判をなし得たとは言えないが、『一般理論』は、当時のソビエトの文脈を超えて20世紀の法思想の古典の一角——しかも「反法学的世界観」に裏打ちされた法の一般理論というユニークなポジション——を占めると言ったら言い過ぎであろうか。

(130) Пашуканис (1927). С. . 稲子訳83頁。

(131) Там же. С. . 同上140頁。